

OUT OF THE SHADOWS

—影を照らす—

世界の漁業の透明性向上により
違法・無報告・無規制（IUU）漁業を撲滅する





The Environmental Justice Foundation (EJF) は英国を拠点とする団体で、環境安全保障に対する脅威や関連する人権侵害などの問題に取り組んでいます。
[慈善団体登録番号 : 1088128]

住所 : 1 Amwell Street, London, EC1R 1UL,
United Kingdom Email : info@ejfoundation.org
URL : www.ejfoundation.org

本文書は以下のように引用されるものとする。
EJF (2018) Out of the shadows. Improving transparency in global fisheries to stop illegal, unreported and unregulated fishing.

私たちの使命

人と地球を守る

EJFは、環境安全保障とは人権の一つの形であると考えています。

EJF の取り組み

- 環境安全保障、人権、および社会のニーズをつなぎ自然環境とそれに依存する人々や野生生物を保護します。
- 最も必要とされている場所で解決策を創造し、実践します。環境悪化や関連する人権侵害の問題を調査、摘発し、闘うために、直接影響を受けている地域の人々やコミュニティに対する教育などを実施します。
- 様々な問題やそれらの解決策を文書で記録するために、最新の映像技術や調査、およびアドボカシー（権利擁護）のスキルに関する教育を提供するとともに、メディアを通じて建設的な変革に向けた公的および政治的なプラットフォームを構築します。
- EJFのパートナーがそれぞれの地域で解決に向けて取り組んでいる、様々な問題に対する国際的な認識を高めます。

海を守る活動

海洋環境とその生物多様性、そしてそれらに依存する人々の生活を守るために

EJFは海を守る活動において、違法・無報告・無規制 (IUU) 「海賊」漁業の撲滅を目指しており、水産物のサプライチェーンや市場における完全な透明性とトレーサビリティの確立に取り組んでいます。また、政策立案や企業のガバナンス、および漁業管理の改善を積極的に推進するとともに、消費者運動や市場主導型の解決策にも力を入れています。

私たちの願いは、適切に管理された真に持続可能な漁業を確立することにより、海洋の生物多様性や生態系を保全し、人権を保護することです。

EJFは途上国や弱い立場にあるコミュニティのために、自然の海洋資源を持続的に管理できるような公平なアクセスや支援、および強制労働や人権侵害に苦しむことなく水産業に従事する権利が保障されるように、世界の漁業における公平性をより高めなければならないと考えています。

私たちはあらゆる利害関係者の方々との協力を通じて、これらの目標を達成できると信じています。

詳細は以下をご参照ください。

www.ejfoundation.org/what-we-do/oceans

目次

要旨	4
はじめに	5
1. 漁船の識別および活動監視に役立つ透明性	7
1.1 漁船を識別し、国際的なデータベースを構築するための世界共通の番号制度の導入	7
1.2 漁船の監視データの公開を通じて漁船の動きを把握する	9
1.3 漁船の識別と活動に関する重要な情報の公開	11
1.4 IUU漁業および人身売買への制裁に関する情報の公開	13
2. 船主の説明責任を向上させる透明性	14
2.1 便宜置籍船による所有権の不透明さと責任の所在の不明確さの解消	14
2.2 実質的な所有権に関する透明性の向上を通じて、IUU漁業から不当に利益を得ている漁業者を特定する	17
2.3 IUU漁業に関与する自国民を特定し制裁を科す	19
3. 水産物サプライチェーンへのIUU製品の混入を防ぐ透明性	21
3.1 無監視状態での洋上転載を排除する	21
3.2 サプライチェーンの透明性を高める漁船データの収集および保存のデジタル化	24
3.3 より効果的な寄港国管理に向けた国際条約の批准	26
結論	29

略語リスト

AIS	船舶自動識別装置 (Automatic identification system)	IUU	違法・無報告・無規制 (Illegal, unreported and unregulated)
DoF	タイ水産局 (Thai Department of Fisheries)	KDE	重要データ項目 (Key data element)
EEZ	排他的経済水域 (Exclusive economic zone)	LOA	全長 (Length overall)
EITI	採取産業透明性イニシアティブ (Extractive Industry Transparency Initiative)	MSC	監視、管理および取締り (Monitoring, control and surveillance)
EU	欧州連合 (European Union)	PSMA	違法漁業防止寄港国措置協定 (FAO's Port State Measures Agreement)
FAO	国連食糧計画 (United Nations Food and Agriculture Organization)	RFB	地域漁業機関 (Regional fisheries body)
FoC	便宜置籍船 (Flag of convenience)	RFMO	地域漁業管理機関 (Regional fisheries management organisation)
GT	総トン数 (Gross tonnage)	VMS	船舶監視システム (Vessel monitoring system)
ILO	国際労働機関 (United Nations International Labour Organization)	UN	国際連合 (United Nations)
ITF	国際運輸労働組合連盟 (International Transport Worker's Federation)	UNCLOS	国連海洋条約 (UN Convention on the Law of the Sea)
IMO	国際海事機関 (United Nations International Maritime Organization)	UNFSA	国連公海漁業協定 (United Nations Fish Stock Agreement)
		UVI	固有識別番号 (Unique vessel identifier)

要旨

- 違法・無報告・無規制（IUU）漁業は、すでに崩壊寸前の状態にある世界の魚類資源に深刻な脅威を与えています。現在魚類資源の3分の1は持続不可能な水準で乱獲されており、さらに6割以上の漁業は最大持続生産量の上限まで漁獲しています。IUU漁業による世界の損失額は、年間100億ドルから235億ドルと推定されており、持続可能で合法的かつ倫理的な漁業を実現する上で大きな障害となっています。
- IUU漁業は、特に沿岸地域が食料や生活のために漁業に大きく依存している国において、漁業コミュニティの経済的・社会的福利に悪影響を及ぼしています。例えばIUU漁業が最もはびこる地域の一つである西アフリカでは、魚は必要不可欠な栄養を提供するなど、食料安全保障上欠かせない存在です。ガーナやシエラレオネなどの国では、動物性タンパク質の摂取量の50%以上を占めています。
- 私たちの海の将来に対する大きな脅威として世界的に認識されているIUU漁業の撲滅は、国連の「持続可能な開発目標14（海の豊かさを守ろう）」の目標でもあります。
- IUU漁業の撲滅には、漁業管理の改善から企業のデューデリジェンス強化にわたるまで一連の対策が求められます。その中心となるのは、水産物のサプライチェーン全体における透明性の確保や、違法漁業などの犯罪行為がはびこる不透明な環境への対応です。特に違法行為やIUU漁業者を特定するためには、透明性の向上が最も費用効率の高い効果的な手段です。透明性が高まれば、政府機関や企業などの利害関係者は、限られたリソースを活用して効果的にIUU漁業に対処することができます。
- 本報告書では、漁業の透明性に関する10項目にわたる国際原則を定めています。その具体的な目的は、必要な方策に関する明確な指針を示すとともに、現段階において経済的に実行可能で、既存の技術を活用でき、実務的にも成果が出る方策を明らかにすることにあります。IUU漁業由来の水産物が市場に出回らないようにするために、これらの方策は船主の説明責任の強化、実用的な情報へのアクセスの向上、国による漁船監視体制の改善、および水産物のサプライチェーンにおける透明性の向上を目的に策定されています。

透明性向上に関するこれらのシンプルで低コストの方策は、漁船の素性や活動、および所有権を明らかにするとともに、IUU漁業に対する活動をより簡単に、より安く、そしてより効果的に実施できるため、持続可能で合法的かつ倫理的な漁業の実現に大きく貢献するものです。

10項目の方策

各国の取るべき方策を以下のとおり定めています。

- すべての適格な漁船に対して、国際海事機関（IMO）の船舶識別番号の取得を直ちに義務づけ、非適格な漁船には各国固有の船舶識別スキームを適用する。また、船籍登録簿を保管し、全ての情報を国連食糧農業機関（FAO）の国際イニシアティブであるGlobal Record of Fishing Vessels（漁船グローバルレコード）に提供する（最終的には全長12メートルを超える適格な漁船をすべて含む）。
- 漁船に対して自動船舶識別装置を義務付ける、あるいは未編集の船舶監視システムのデータを、効果的な漁船の追跡が可能な定期的な間隔で公開する。
- 漁船免許や許可証、および船籍登録簿の最新リストを公開する。
- IUU漁業や人身売買、およびその他の関連犯罪で逮捕され、制裁を受けた個人や企業に関する情報を公開する。
- 事前に許可を取得していない場合や、信頼性の高い検証可能な電子監視システムおよび漁業に適したオプザーバー制度を導入していない場合は、洋上転載を禁止する。
- 漁船の登録や免許、水揚げなどの記録、漁獲海域や漁獲情報、乗組員に関する書類などの重要な情報をデジタル形式で保護できる費用対効果の高いデジタルツールの導入を近い将来に義務づけ、実施する。これらのツールは、普遍的で相互運用可能なデジタル漁獲証明制度への迅速な移行を支援するように設計されるべきである。
- 漁船に対する便宜置籍船制度を打ち切り、自国の海域で漁業を行う漁船、または自国の市場に漁獲物を持ち込む漁船による便宜置籍船の使用を停止する。
- 全ての公開リストに実質的所有権に関する情報を公開し、企業に対して漁業免許や漁業許可、または旗国登録の申請時に、真の実質的所有者に関する情報を提供するように求める。
- 自国民がどこでIUU漁業に関与（支援または従事）しているか、またはどこでIUU漁業から利益を得ているかを特定し、これらの行為に対する抑止力となる制裁を科すための規定を法律に盛り込む。この取り組みには、自国民が所有する外国籍船の登録が効果的である。
- 国連食糧農業機関（FAO）の違法漁業防止寄港国措置協定（Port State Measure Agreement）や、国際労働機関（ILO）の漁業労働条約（第188号）（Work in Fishing Convention: C188）、およびIMO ケープタウン協定などの、漁船と水産物の取引に関する明確な基準を定めた国際的な方策を採用する。

はじめに

Box 1 | 民間部門の役割

民間部門からの支援は、国が透明性を高め、違法漁業を阻止するための取り組みを効果的に行う上で必要不可欠です。透明性の高い漁業管理という新しい世界的なインフラによってもたらされる均等な機会や公平な条件のもとで、水産業界はサプライチェーンのどの段階においても利益を得ることができます。またトレーサビリティのコストも削減でき、持続不可能で違法な倫理に反する水産物を消費者に供給するリスクも減らすことができます。さらに水産業界は、各国がこれらの10項目の方策を採用するよう求める声を支援するだけでなく、自身のサプライチェーン内の透明性を高めるために独自の行動を取ることも可能です。このプロセスを支援するために、EJFは小売業者や加工業者、およびその他のNGOと協力して、詳細な提言を盛り込んだPAS_1550¹という行動規範を策定しました。

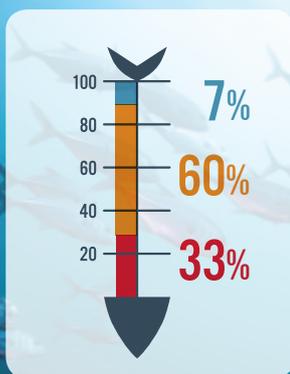
地球の70%を占める私たちの海洋には、地球上の全生物の50~80%が生息しています²。海は世界中の森林よりも多くの酸素を生成し、産業革命以降に人類が大気中に排出したCO2の3分の1以上を吸収する³とともに、世界の約32億人の主要な食用タンパク源となっています。しかし、国連食糧農業機関（FAO）が評価した魚類資源の33%が生物学的に持続不可能な水準で過剰に漁獲され（乱獲状態にあり）、さらに60%以上が最大持続生産量の上限まで（以前は「完全漁獲」と呼ばれていた）漁獲されているという危機的な状況にあります⁴。乱獲および違法・無報告・無規制（IUU）漁業は、海洋の生態系を完全に崩壊させる危険性があり、海洋環境とそれに依存する人々に壊滅的な影響をもたらします。

IUU漁業とは、広義には漁業に関する法律や規制、または保全・管理方針に反する漁法や手法を用いるものと定義されます。例えば、禁漁区または禁漁期における漁業活動や、保護種を対象とした漁業、禁止漁法の使用、および無免許操業などが挙げられます。これらの行為は海洋の生物多様性を脅かすとともに、魚類資源の効果的な管理を阻害し、世界の持続可能な漁業の実現を妨げる主な要因の一つとなっています⁵。

IUU漁業は、沿岸の浅瀬や内水面から公海まで、あらゆる漁業で発生する可能性があります。漁業管理が十分に行き届いていない、あるいは規制を実施するリソースが限られている国や地域で特に問題となる傾向があります。またこのような問題は、沿岸地域のコミュニティにおいて、魚が主要な動物性タンパク源や収入源となっている開発途上の地域でよく見られます⁶。IUU漁業が最もはびこる地域の一つである西アフリカでは（全漁獲量の37%にも上ると推定されています）⁷、魚は必須の微量栄養素やタンパク質、ビタミンおよびミネラルの重要な供給源となっています。一方ガーナやシエラレオネなどの国では、魚が動物性タンパク質摂取量の半分以上を占めています⁸。またこの地域では、推定で670万人もの人々が、食料および生活の糧として漁業に直接依存していますが⁹、貧困の拡大に伴い、今後数年間で、沿岸地域の住民が食料や収入源としてさらに漁業に依存するようになると予測されています¹⁰。水産資源が減少し、世界的な需要が過去最高となる中、漁船はコストを最小限に抑え、利益を維持するために違法な漁業に手を染めています。操業コストを削減したいという欲求にかられIUU漁業は乗組員に対する人身売買や強制労働に関わっている場合もあります。

例えばタイでは、数十年にわたる不適切な漁業管理の結果、大規模な乱獲と違法行為がはびこり、1960年代から2014年の間に漁獲量が平均で約80%も減少しました。これにより経済的圧力が生じ、強制労働や奴隷労働のまん延をもたらしました。

国連食糧農業機関（FAO）が評価した魚類資源の33%が生物学的に持続不可能な水準で過剰に漁獲され（乱獲状態にあり）、さらに60%以上が最大持続生産量の上限まで（以前は「完全漁獲」と呼ばれていた）漁獲されています。



魚類資源が枯渇し漁獲量が減り続ける中、漁船はより長く航海を続け、より遠くまで移動する必要性がありました。そのため、船主は人身売買ネットワークを利用して、安価な移民労働者を船に乗せるようになりました。乱獲の影響により加速した水産業界の奴隷労働は、海賊漁業のまん延とほぼ同時期に起きていますが、それ自体が乱獲を引き起こす原因であり、乱獲によってもたらされる結果でもあります¹¹。

IUU漁業と透明性の欠如

このような背景からIUU漁業は、海の未来に対する大きな脅威として世界的に認識されており、国連の持続可能な開発目標14「海の豊かさを守ろう」¹²の目標としてその撲滅が掲げられています。IUU漁業に対処するためには、監視、管理および取締り（MCS）の強化から企業のデューデリジェンスの強化まで、幅広い対策が求められます。

先進国や途上国を問わず、規制当局や水産物バイヤーの多くは、違法漁業がもたらす壊滅的な影響を認識していますが、市場やサプライチェーンからIUU由来の魚を排除しようとする彼らの取り組みは、世界の水産業界における透明性の欠如により思うように進んでいません。

このような透明性の欠如は、IUU漁業の最大の要因の一つとなっています。漁業は遠隔地での操業が多いことに加え、水産業界のオペレーションは不透明で複雑なため、漁船そのものやその活動を監督する当局（旗国）、製品が市場に流通するまでのルートおよび船主など、関係する「当事者」を特定することが困難になっています。漁船による現在および過去の違法行為を突き止めることは難しいため、違法業者が取締当局に摘発され、制裁を受けるリスクは低くなります。

EJFは、透明性の向上こそがIUU漁業と闘い、持続可能で合法的かつ倫理的な世界の漁業を実現するための基盤になると考えています。本報告書では、水産部門における透明性の向上、およびIUU漁業の最終的な撲滅を目的に設計された主要なガバナンス方策を紹介しています。IUU漁業の撲滅には世界規模での取り組みが必要ですがEJFは、世界中の国々がそれぞれ個別に実施できる経済的に実行可能で、既存の技術を活用でき、実務的にも成果が出る一連の方策を通じて、漁船の素性や活動、および所有権がまとめて明らかになるとともに、これらが私たちの海とそれに依存する人々を守るための闘いに根本的な違いをもたらすと信じています。リーダーシップ、政治的な意志、そして必要な行動への支援は、今でも、そしてこれからも最も重要であり続けます。各国政府はこの問題の規模を認識し、撲滅するために必要な措置を講じなければなりません。本報告書では、政府が実施できるシンプルで費用対効果の高い、実現可能な一連の行動を推奨案として提示しています。

推定では、世界のIUU漁業による漁獲量は、報告されている漁業生産量の13%から31%に相当し、IUU漁業による世界の損失は、年間100億ドルから235億ドルと推計されています。地域によっては、この数字が総漁獲量の40%に達することもあります¹³。

Box 2 | IUU漁業と劣悪なガバナンスおよび不正行為

透明性とは、公人や公務員、および企業の管理職、取締役、役員などが目に見える形で行動し、活動報告を行うことにより、国民が彼らに説明責任を問えるようにするもので、不正行為を防止する重要なメカニズムの一つになっています。また、様々な制度やそれを運営する政治家や官僚への信頼が高まることにより、民主的な法の支配を強化することができます¹⁴。

天然資源の管理において鍵となるのは、いつ、どこで、誰が、そして特に重要なのはどれだけ利用しているかを国民が把握できることです。複数の調査によると、IUU漁業の水準と、世界銀行によるガバナンス指標の評価項目—政府の有効性、規制の質、法の支配、汚職の抑制など—のスコアの低さとの間には、世界規模で有意な関係性があることが実証されています¹⁵。またガバナンス指標の順位が低い発展途上国は、自国の漁業者および外国籍船による違法行為に対してより脆弱であることが分かっています。

漁業分野における透明性の欠如は、不正行為の機会を生み出します¹⁶。そのため、秘密のペールを取り除くことは、違法漁業の存続を許している国にまん延する汚職やガバナンスの弱さを排除する機会となります。

1. 漁船の識別および活動監視に役立つ透明性

1.1. 漁船を識別し、国際的なデータベースを構築するための世界共通の番号制度の導入

違法漁業者に共通する傾向として、漁船の実際の船籍や船主を隠蔽する行為が挙げられますが、これにより違法な漁業を行っても制裁を免れることができ、新しい海域での操業を申請する際もこれまでの履歴を隠すことが可能になります。例えば、新しい漁業免許を取得する際や、地域漁業管理機関（RFMO）のブラックリストへの掲載を回避するためにコンプライアンス違反の履歴を隠すことや、一つの漁業免許で複数の漁船を登録してコストを削減するために、船団内の複数の漁船に同じ船名を付けることもあります。また違法漁業者の間では、船名や船籍を定期的に変更する（フラッグホッピング）、船舶国籍証書などの偽造により複数の船籍を使用する、または書類が一切なく船籍が不明である、マーキングを不明瞭にするなど、漁船の識別を難しくする行為が広がっています¹⁷。

現在は全ての漁船に対して固有識別番号（UVI）の取得を義務付ける制度がないため、IUU漁船の船籍の問題はさらに深刻になっています。UVIは一度発行されると、名前や船籍の変更に問わず、漁船の使用期間を通じて番号が変わらないため、規制当局はその漁船の素性或船籍を追跡することができます。1987年以降、国連国際海事機関（IMO）は「推進力を持つ航洋船舶」に対して7桁のナンバリングを行う制度を適用していますが、漁船がIMO番号を申請できるようになったのは、漁船への適用除外が解除された2013年以降になります。現在IMO番号を取得できるのは、全長（LOA）が12メートル以上で、国の管轄海域外での操業が許可されている漁船、または総トン数100トン（GT）以上で、どの海域でも操業が認められている漁船です¹⁸。

ケーススタディ 1

複数の船籍を持つ、または素性不明のIUU漁船

2016年後半、タイのプーケット港に9艘のマグロ延縄漁船が寄港しました。いずれも公然とボリビアの旗を掲げていましたが、船主は台湾人でした。タイ当局による検査の結果、これらの船は偽造書類を使用しており、旗国はボリビアではないことが判明しました。本報告書の執筆時点では、EJFとタイ王国政府による調査の結果、9艘のうち7艘がタイで起訴されており、8隻目はインドネシアで検挙されていました¹⁹。これらの漁船の実際の旗国は依然として不明なため、タイ当局はこれらが無国籍船舶として分類しています。これらの漁船の過去の船籍を分析するとともに、元乗組員へのインタビューを行った結果、ほとんどの漁船が近年2、3回船舶名を変えていることが分かりました。



プーケット港で取り調べを受けている9艘のマグロ延縄漁船のうちの4艘。© EJF

さらに少なくとも4艘の漁船が、インド洋まぐろ類委員会のIUU漁業ブラックリストに異なる名前で掲載されていましたが、他の漁船に関するRFMOの登録は不明でした。また、タイ当局は、主にインドネシア人とフィリピン人で構成されている乗組員の中に、人身売買や強制労働、および身体的虐待の被害者が数名いることも確認しました。これらの労働者はそれぞれの本国へ帰国しましたが、漁船の所有権が不明なため、彼らの多くがいまだに補償を求めて争っています²⁰。

IMO番号は、世界中の漁船団に対して最も広く使用されている固有識別番号（UVI）です。漁船への適用除外が解除されて以来、いくつかの主要な旗国では、一定の条件を満たす漁船に対してIMO番号の取得を義務付けました。例えば欧州連合（EU）は、EU海域で操業する全長24メートル以上（または総トン数100トン以上）の全てのEU漁船と、EU海域外で操業する全長15メートル以上のすべてのEU漁船に、IMO番号を義務付けています。また、EUの海域で操業する全ての外国籍船もIMO番号を取得しなければなりません²¹。さらに一部の沿岸諸国と複数のRFMO（計11機関）では、一定の大きさや総トン数以上の漁船がその管轄海域内で操業する場合、IMO番号の取得を義務付けています²²。

EJFは、世界中の全ての旗国および沿岸諸国が、自国の旗を掲げ、自国の海域で操業する適格な漁船に対してIMO番号の取得を義務付けることを推奨しています²³。さらにIMO番号を取得する適格性のない漁船については、旗国がそれぞれ独自のUVI制度を導入し、船体構造が非鋼鉄製の漁船と準産業用漁船も対象として含めることを推奨します。またこれらのUVI情報を一元的に記録するとともに、各国の船舶監視システム（VMS）のデータや、公的な船籍登録にも統合する必要があると考えます。

ケーススタディ2

複雑な船団を理解するために： タイのUVIの経験から

タイの漁船団は、通常IMO番号を取得する産業用船舶よりも小型であることがほとんどで、その大部分が木造船です。タイ国内にはびこるIUU漁業に対処するためには、これらの漁船の船籍を監視する必要があります。そのため、タイでは最近、総トン数10トン以上の全ての国内商業漁船11,000艘強を対象に、UVI制度を導入しました。タイのUVI制度では9桁の固有番号を採用しており、タイ運輸省海事局に登録されたすべての漁船にこれらの番号が割り当てられています。



タイの検査官は、漁船の9桁のUVI番号をアプリに入力するか、QRコードをスキャンすることで、その漁船の詳細情報を得ることができる。© EJF

この船籍番号は、船名や船主、使用方法が変わっても、その漁船の使用期間中は変わることはありません。タイの商業漁船はほとんどが木造であるため、UVIは船首と操舵室の2箇所の木造部分に刻印されています。これらの場所は漁船検査の際に定期的に確認されます。

IMO番号が全ての旗国で広く採用されれば、漁船の識別や履歴の追跡に役立つだけでなく、強く求められている漁船に関する国際記録の策定にもつながります。

記録データや登録データは、様々な分野において管理や実行のための重要なツールになっています。例えば国際民間航空条約においては、各国の航空当局は全ての民間航空機の登録情報を保管することが求められています。またEUではトレーサビリティを目的として、全ての牛に一生を通した固有の番号が付けられており、加盟国に対して全ての牛に関する電子データベースの維持管理を義務付けています。しかし認可を受けた漁船の記録に関しては、RFMOがその維持管理を試みているものの、現在のところ世界共通のプラットフォームはありません。

そこでFAOは、IMO番号に基づく「漁船、冷蔵貨物船、補給船の国際記録（グローバルレコード）」の構築を進めていますが、策定に長い時間がかかっており、現在は2017年4月に立ち上げられたフェーズ1に留まっています²⁴。しかし2018年7月には、グローバルレコードの現行バージョンがオンラインで公開されました²⁵。

このグローバルレコードは、いったん完全に運用が始まれば、産業用漁船のライフサイクル期間を通して、UVIや船籍情報、特徴および、所有権などの重要情報を含む国際的なデータベースとなります。また、以前の船名や船主、オペレーターだけでなく、漁業許可やコンプライアンスの記録など、IUU漁業対策に関連する情報も含まれます²⁶。

またこれは、漁業当局が漁船に対してリスクが高いと考えるべきか、船籍登録—漁業免許や港へのアクセス—を許可すべきかどうかについて、十分な情報に基づいて判断するための重要なツールとなります。さらにこのグローバルレコードは、効果的な漁業管理を行う上で重要な、各国の漁船団の規模と能力の把握にも役立ちます。

FAOから委託された調査では、グローバルレコードのフェーズ1では、IMO番号が最も適したUVIであると結論づけられました²⁷。このフェーズ1では、総トン数100トンまたは全長24メートルを超える漁船を対象としています。最終的にフェーズ3後には、総トン数10トン（または全長12メートル）を超えるすべての漁船に適用される見通しです²⁸。現在までに、世界中で24,000艘以上の漁船にIMO番号が割り当てられており、そのうち8,300艘がグローバルレコードに含まれていますが、これは48カ国（漁船を保有する国のほぼ3分の1を占める）から提供されたデータによるものです²⁹。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 全ての旗国は、適格性のある漁船に対する登録条件として、IMO番号の取得を直ちに義務付ける。
- ✓ 全ての沿岸国は、外国船籍の漁船の操業免許交付の条件として、IMO番号の取得を要求する。
- ✓ 全ての国は、適格性のない漁船および準産業用漁船に対して、それぞれの国内の UVI制度を実施する。
- ✓ 全ての国は、最終的に全長12mを超える全ての漁船のデータを盛り込んだグローバルレコードのさらなる策定を支援するため、自国の漁船団に関するデータをFAOIに提出し、定期的に更新情報を提供する。

1.2. 漁船の監視データの公開を通じて漁船の動きを把握する

様々な利害関係者の関心は、漁船がどこで操業しているか、あるいは操業してきたかを知ることにあります。管理当局は航海日誌に記載された情報を照合する、沿岸国は免許を取得した漁船が免許の条件を遵守しているかどうかを検証する、そして市場国や水産業界は水産物の原産地を確認する必要がありますが、適切な監視ツールがなければこのような業務は不可能です。

漁船に搭載された衛星測位装置を使って準リアルタイムで漁船を追跡できるVMSなどの衛星を使ったソリューションは、漁業の監視および管理の標準となっています。しかし、海上での巡視に比べてコスト面で明らかに優位であるにもかかわらず、VMSによるモニタリングは、世界の全ての国においてまだ十分に実施されていないのが現状です。多くの開発途上国では、漁業監視センターの建設および運営にかかる初期費用が高すぎると考えられています。また他の事例では、システムは構築されたものの、得られたデータを系統的に監視し、それに基づいて行動するためのリソースや意志が不足している場合もあります。ほとんどの場合、VMSデータは関連する政府の管理下にあるため、VMSによる監視が十分に機能していない、または定期的に監視されていない国々における違法行為は検知されず、サプライチェーンの他の関係者が漁船活動の合法性を検証できないことになります。

そこで漁船のモニタリングを公開することで、この問題を解決することができます。漁船の活動情報の公開を通じて完全な透明性を確保することにより、各国が自国の海域と漁船団をより効果的にモニタリングし、協調的な監視と対策の実行を促進することにつながります。漁船は多くの国や公海で操業しており、その水産物は複雑なグローバルサプライチェーンの中で流通します。そのため漁船の活動に関する情報へのアクセスを制限することは、水産物部門における透明性とトレーサビリティの確立に逆行するものです。

これに関しては、いくつかの解決策があります。ひとつは各国がVMSデータを公開することです。例えば2017年にインドネシアとペルーの両国は、一般に公開されている衛星によるモニタリングプラットフォームであるグローバル・フィッシュ・ウォッチ（Global Fishing Watch）上でVMSデータを共有することに合意しました³⁰。漁船の安全と商業的利益を守るために情報を短時間遅らせて送信することは可能ですが、一定間隔での情報提供を義務付けるべきです。例えば位置情報に関しては、少なくとも1時間毎に送信する必要があります。また、効果的なモニタリングを可能にするためより短い信号間隔を必要とする漁業—例えば、オブザーバーによる監視率が低い場合（延縄漁業など）、またはより集中的な監視が明らかに必要な場合（漁船が禁漁区または保護区に入った場合など）—については、政府はポーリングレートを最大で15分毎に1回まで増加することを義務付ける検討が必要です。

	船舶監視システム (VMS)	船舶自動識別装置 (AIS)
アクセス	通常はクローズド、非公開	オープンアクセス
本来の目的	漁業管理	海上の安全
通信方法	一定間隔での双方向通信	連続送信（受信状態は衛星の利用状況に依存）
範囲	グローバル（衛星までの見通し距離）	AIS：地上局までの見通し距離 衛星-AIS：グローバル（衛星までの見通し距離）
使用義務	多くの旗国および沿岸国で義務付けられている	300GT以上の漁船。小型船に適用する国もある。

もう一つの解決策は、すでに「一般に利用できる」他の技術の使用を国が義務付けることで、船舶自動識別装置（AIS）などがあります。管理当局にとっては、VMSシステムでは監視できない漁船の活動を検知するのに役立ちます。このような活動には、漁獲物運搬船の違法行為（例：禁止されている洋上転載など）や、排他的経済水域（EEZ）で操業する無免許の外国籍船による違法漁業などがあります。

現在は、漁船にはAIS装置の搭載は義務付けられていません。「海上における人命の安全のための国際条約」でも、AISが義務化されているのは、国際航海に従事する300GT以上の船舶、航海の形態にかかわらず500GT以上の全ての貨物船、および大きさにかかわらず全ての旅客船に限られています³¹。しかし、漁業管理のため旗国や沿岸国の中には、漁船にAISの使用を義務付けるところも増えています。AISによるモニタリングは、VMSに代わる主要な電子漁業モニタリングツールとしては適していませんが（特にAIS装置は簡単に改ざんできるため）、VMSに加えてAISの使用を義務付ける国が増えています。この2つのシステムは補完的な関係にあり、モニタリングデータの信頼性を高めるとともに（特にVMSの送信に失敗した場合）、旗国が漁船の活動状況をより詳細に把握し、海上の安全性を高めるのに役立つことが実証されています³²。例えばEUでは、EU船籍またはEU海域で操業する漁船の場合、全長15メートルを超える全ての漁船にAISシステムの搭載を義務付けています³³。

漁船に対してAISをはじめ広く普及している追跡装置の使用を義務付けることは、透明性を高める手段となり、特にIMO番号と組み合わせて使用する場合は、違法操業者は責任を逃れることが非常に困難になります。またアクセスが容易な情報は、規制当局が漁船の活動の合法性を判断することや、水産物のバイヤーが製品の原産地を確認するのに役立つ重要な鍵となります。



シエラレオネ近海の立入禁止海域における違法操業を摘発された漁船。© EJF

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 全ての国は、IMO番号取得の対象となる漁船に、AISをはじめ広く普及しているテクノロジーの導入を義務付ける。
- ✓ 全ての国は、VMSの送信間隔を少なくとも1時間毎にするよう義務付ける。AISが義務付けられていない場合は、VMSのデータを未編集のまま公開する。

1.3. 漁船の識別と活動に関する重要な情報の公開

漁業は全世界にまたがる複雑な活動です。漁船は異なる管轄海域を行き来し、その所有者や責任を負う関係者、および行政の管轄が地球の反対側にあることも多いため、漁船の船籍や責任者を特定し、その漁業活動が関連する規則や管理方針を遵守しているかどうかを判断することは非常に難しくなっています。

IUU漁船は、自分たちの素性をできるだけ混乱させることを狙い³⁴、制裁や割当量などの漁業管理規則の適用を逃れるために、定期的に船籍を変更する（フラッグホッピング）ことが多いですが、これを助長しているのが、漁船に「便宜置籍」（FoC）を提供している一部の国々です。便宜置籍船として操業する漁船に対しては、船籍登録のための要件が緩くなっています³⁵。

一方で旗国の監視を避けるために船籍登録を一切しない漁船操業者もいますが、このような「無国籍船舶」は、しばしば船舶国籍証書を偽造しています（ケーススタディ1において、台湾人所有の漁船がポリビア船籍と偽っていた事例など）。またコストを削減し、利益を最大化するために、IUU漁業者は沿岸国が交付する有効な免許を持たずに操業することが多いため、これが沿岸国にとって大きな減収の要因となっています。

これまで船籍登録や漁業免許、および漁業許可のリストを公開している国は限られているため、世界中の管理当局にとって、特定の旗国に属すると主張する漁船の実際の船籍を確認したり、漁業免許の有効性を照合したりすることは困難になっています。

特定の情報共有プラットフォーム、または漁業許可証や旗国を確認できるオンラインのような迅速かつ効率的なツールがなければ、漁船の活動の合法性（ひいては船上の製品の合法性）を確認することは容易ではありません。さらに言葉の壁や、時間およびリソースの不足により、管理当局が漁船の検査時に各旗国や沿岸国に要請を行うことができないため、多くのIUU漁船が無国籍で、または船籍を偽って、または有効な漁業免許を持たずに操業することが可能になっています。

各国政府が漁業に関する情報を共有する必要性については、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」でも言及されています³⁶。持続可能な漁業の実現には様々な要素がありますが、信頼できる情報が一般に公開されていることが不可欠です。これには水産資源のアクセス権や利用権の保有者に関する情報公開も含まれます。各国が特に公開を推奨されている情報としては、漁船の船籍登録簿（自国の旗を掲げることを許可した漁船のリスト）や、自国の排他的経済水域内での操業に対して個人レベルで、または民間や公の輸入促進協定に基づき免許を交付した漁船のリスト、および漁業許可リスト（自国の旗を掲げた外部の海域での操業を許可した漁船のリスト）があります。

2018年4月に、国際刑事警察機構（インターポール：ICPO）の要請により、インドネシアで違法漁船「STS50」が拘束されました。表向きには無国籍でしたが、実際には8つの異なる旗を同時に使い分けて当局の目を逃れていました（シエラレオネ、トーゴ、カンボジア、韓国、日本、ミクロネシア、およびナミビアなど）³⁷。

このような情報公開は、天然資源に対する適切なガバナンスを支えるだけでなく、IUU漁業の観点から、漁船や水揚げされた魚の合法性を確立する上でも重要です。さらに、このような方策は実質的にコストがかからず、すぐに実施できるものです。

南極の海洋生物資源の保存に関する条約や、大西洋まぐろ類保存国際委員会などの主要なRFMOの多くは、すでにその条約海域内において操業を許可されている漁船に関する包括的な情報を公開しています³⁸。また、タイ³⁹やガーナ⁴⁰などの多くの沿岸国では、漁業免許のリストを公開しています（四半期ごとに公開している場合が多い）。

またEUは、EU海域外での漁業許可に関する規則（External Fleet Regulation）に対する最近の改革の一環として、民間協定も含めて、EU海域外での操業を許可された漁船の船籍登録簿を継続的に公開することを明言しました⁴¹。そして他国に対しても、より良い漁業ガバナンスの実現に向けて、漁業のアクセスに関する協定の透明性の向上を奨励しています。さらにEU海域外の排他的経済水域におけるEU漁船の漁業のアクセスに関する協定（持続可能な漁業協力協定）の条件を定めた議定書において、EUは署名した第三国に対して、外国籍船による自国の排他的経済水域へのアクセスを許可するあらゆる公的または民間の協定の詳細を公表するよう奨励しています⁴²。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 沿岸国は、漁業のアクセスに関する協定の詳細、および自国の海域内において漁業免許を交付された漁船のリストを公表する。
- ✓ 旗国は、自国の旗に登録された漁船のリストを公表する。
- ✓ 旗国は、自国の排他的経済水域外での操業を許可された漁船のリストを公表する。

Box 3 | 公開の対象となる情報

少なくとも以下に関する情報を公開の対象とすべきです。

船籍登録簿

- ・ 漁船の名称、総トン数、および全長
- ・ 漁船や漁具の種類および対象種
- ・ 登録番号およびIMO番号
- ・ 漁船の法的所有者および操業者の詳細。実質的所有者を含む。(2.1 および 2.2 参照)
- ・ 乗組員名簿

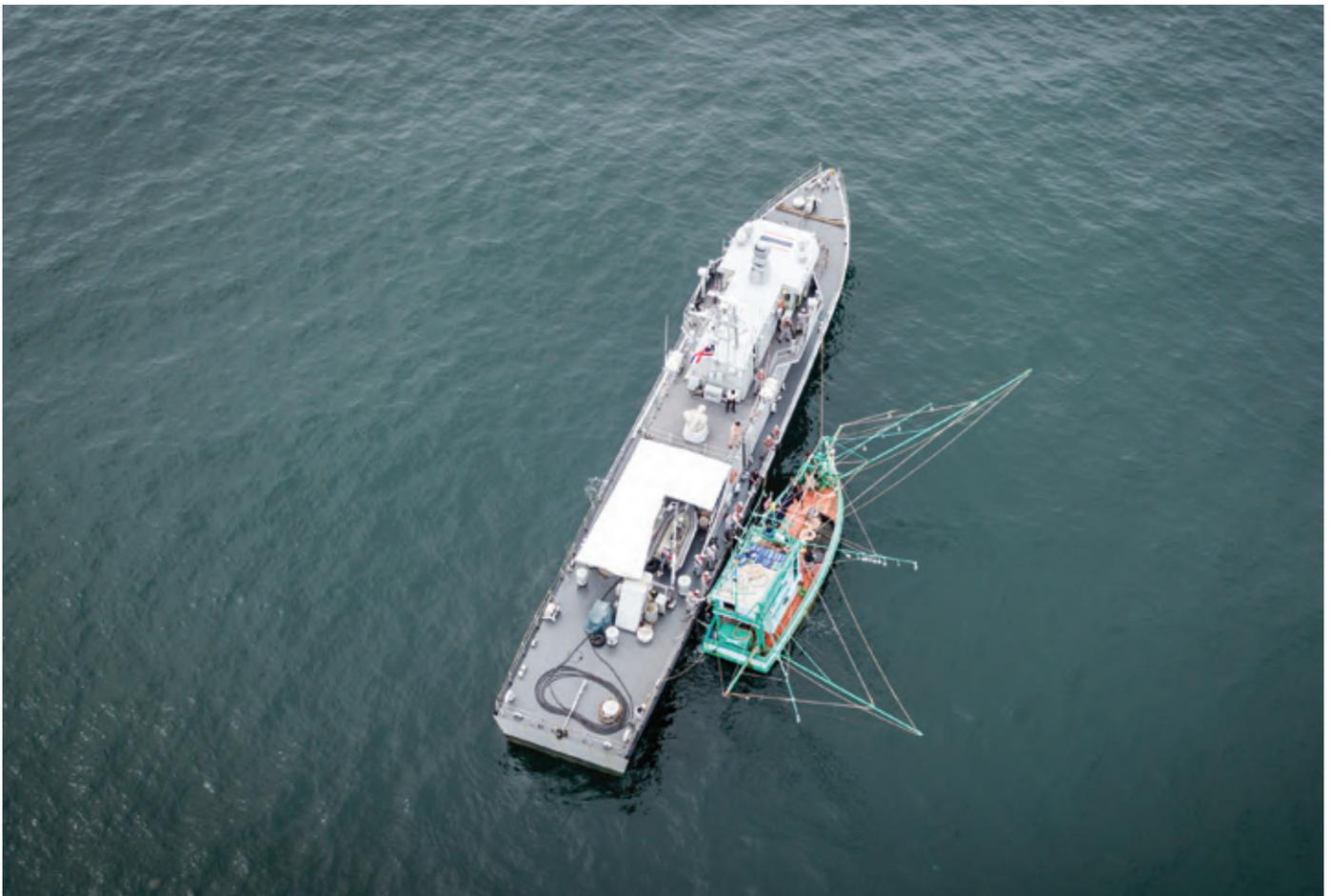
沿岸国の免許証リスト

- ・ 漁船の名称、総トン数、および全長
- ・ 漁船の旗および旗国
- ・ 漁船や漁具の種類と対象魚種

- ・ 該当する場合は、漁船に割り当てられた漁獲割当の詳細
- ・ 登録番号とIMO番号
- ・ 漁船の法的所有者および操業者の詳細。該当する場合は実質的所有者も含む。
- ・ 免許の有効期間
- ・ 免許料
- ・ 乗組員名簿

旗国の海域外での操業を許可された漁船のリスト

- ・ 上記の船籍登録簿で挙げられている項目
- ・ 該当する場合は、漁船に割り当てられた漁獲割当またはその他の制限事項の詳細
- ・ 許可の期間
- ・ 漁船が操業を許可されている海域（沿岸国のEEZ、RFMO地域、公海）
- ・ 漁業アクセス協定の種類（民間、用船契約、RFMO、二国間協定など）



タイ海軍による海上での漁船検査。© EJF

1.4. IUU漁業および人身売買への制裁に関する情報の公開

国際的な漁業関連の文書、特に国連海洋法条約 (UNCLOS)⁴³や、国連公海漁業協定 (UNFSA)⁴⁴、およびFAOコンプライアンス協定⁴⁵では、旗国の法的枠組みに関して、その旗の下に登録された漁船がIUU漁業および関連犯罪に関与した場合に、包括的かつ効果的な制裁を科すことができる制度の必要性が言及されています。違反の重大性に合わせた制裁を科すことでその後の違反を抑止するとともに、違反者がIUU活動を通じて得た利益を剥奪する必要があります。同時に、UNCLOS第217条では、漁船に対する制裁措置に関する情報を「すべての国が入手できる」ようにすべきだとしています。

過去の漁業関連の違反や制裁に関する情報が公開されていなければ、漁船免許の交付または船籍登録を許可する前に漁船の履歴を調査したいと考えている国々にとって障害となります。

漁船の活動や履歴に関する知識不足により、特に漁業管理に割り当てられるリソースが少ない国では、管理当局が状況を全く把握できない場合が多々あります。地域協力や情報交換を促進する先進的な取り組みがあるにもかかわらず、世界レベルでの情報不足により、摘発のリスクが限定される中で活動を行うことができる違法操業者に有利な状況となっています。このような透明性の欠如は、違法漁業との闘いに水を差すとともに、IUU漁業に対処するために策定された国際的な方策を遵守する取り組みを弱体化させます。例えばFAOの「IUU漁業の防止、抑制、廃絶のための国際行動計画」では、各国が船籍を付与する前に漁船のIUU活動に関する履歴を調査することを推奨しており⁴⁶、FAOの「違法漁業防止寄港国措置協定 (PSMA)」では、違反の履歴がある漁船の寄港を認めないよう批准国に求めています⁴⁷。

さらに、海洋管理協議会 (MSC) のような認証制度では、IUUや強制労働に関与する漁船由来の魚が認証されないようにするための方策がとられています⁴⁸。また、2017年に策定された実施規則であるPAS1550:2017 (水産物および水産原料の合法原産地立証のためのデュー・ディリジェンスの実施) のような、水産業界およびNGOが策定した規則では、水産業界に対して調達先の漁船のコンプライアンス履歴を確認するよう求めています⁴⁹。

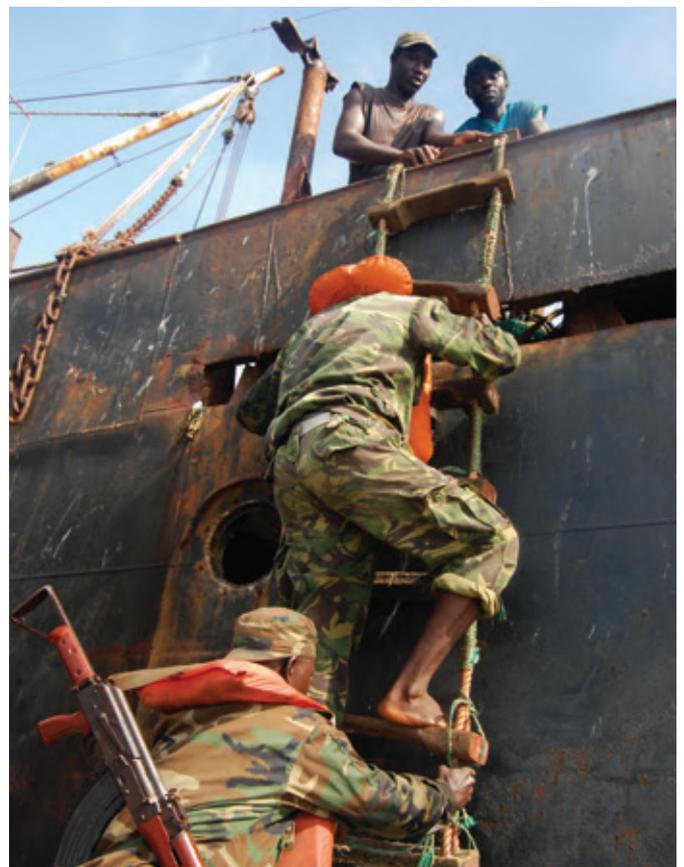
もちろん国家間の情報共有や協力の取り組みは有効ですが、全ての国や業界関係者が、逮捕や制裁に関する情報をサプライチェーンのどの時点においても利用できるようにするには、これらの情報を体系的に公開することが最も効果的かつ効率的な方法です。

漁業関連の逮捕や起訴に関する情報を公開することは抑止力にもつながり、IUU漁業を行う漁船や、人身売買された労働者を使用する漁船との不公平な競争に直面している市民やまっとうな船主による違法行為の報告が加速する可能性があります。また、制裁に関する透明性はガバナンスの向上にもつながりますが、これは漁船が違法漁業により検挙された場合、罰則や罰金が秘密裏に処理されてしまうと、財務当局や監査機関、および国際機関に気づかれずに汚職が横行する環境を作り出す可能性があるためです⁵⁰。

沿岸国と旗国は、違法漁業や人身売買、およびその他の関連犯罪に関する違反行為や罰金、罰則を確認、記録したリストを適時に公表する必要があります。これらの情報は、各国政府のウェブサイトにおいて定期報告や資料として一般に公開するとともに、各地域のIUU漁船のブラックリストへの掲載のために、RFMOにも情報を提供するべきです。リストには漁船 (船名、旗、UVI) や、IUUに関する違反、罰金額およびその支払者に関する情報が含まれていなければなりません。また実質的な所有者や操業者、および船長 (該当する場合) の名前も必要になります。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 全ての国は、IUU漁業や人身売買、およびその他の関連犯罪に関わった個人や企業の逮捕や制裁に関する情報を公表する。



シエラレオネ当局による海上での検査。© EJF

2. 船主の説明責任を向上させる透明性

2.1. 便宜置籍船による所有権の不透明さと責任の所在の不明確さの解消

IUU漁船が特定され、起訴の対象となっても、「実質的所有権」に関する情報が不足しているために、違法な水産物取引から利益を得ている漁業者に対して有効な制裁ができないことがよくあります（2.2参照）。また水産業界は複雑で不透明な企業構造に悩まされていますが、その多くが便宜置籍船（FoC）を通じて操業されています。

FoCとは、船主に便宜を与えてくれる船籍国に登録した外航船のことです。このためFoCの船籍は適切な管理下にある船籍よりも競争上の優位性を確保できます。例えば最小限のコストで登録できる、現地のシェルカンパニーを利用して所有権を隠蔽できる、旗国による管理をほとんど、あるいは全く受けることがないなどの利点があります。またFoCの利用は、労働者の採用条件や漁船の労働条件の緩和にもつながります。FoC旗国の緩い採用要件や労働者の登録制度、および甘い漁船検査体制は、全て労働者が搾取される要因となります。

FoCの利用は漁船にとどまらず、貨物船やクルーズ船、およびその他の商業船でも広く行われています。国際運輸労働組合連盟（ITF）が作成した便宜置籍国リスト⁵¹は、「ロッチデール基準」を用いて定期的に更新されており、公式のFoCリストとしてよく利用されていますが、本報告書の観点から、漁船の船籍登録を行わない国々も含まれていることを指摘しておきます⁵²。

FoC旗国は通常、外航船にも開放されたいわゆる「オープンレジスター」制度を採用しています。これは、船主が登録手数料を支払い、（多くの場合最低限の）登録条件を満たしている限り、外国船でも厳格な「国籍」要件なしに登録でき、旗国の旗を掲げることができるものです。多くのFoC旗国にとって、オープンレジスターは単に収入を得るための手段となっています。

国際法の下での旗国の主な責任は、漁船の活動を規制するとともに、適用される法律や規則、および保全・管理方策の遵守を徹底させることにあります⁵³。オープンレジスターを採用する一部の国は、国際的な責任を果たすために積極的な措置を講じていますが、オープンレジスター国の大半は、漁船に対する旗国管理の実施を求める多くの国際法に拘束されておらず、自主的な旗国管理も実施していません。またこれらの国のほとんどは、国際的な保全・管理方策を採用しているRFMOに所属せず、協力もしていない状況です⁵⁴。本来であればこのような方策を遵守しなければならないIUU漁船にとって、漁船が合法的に行動するように管理する意志や能力を持たないFoC旗国は非常に魅力的です⁵⁵。

場合によっては、旗国が登録簿の管理を民間企業に委託することもあります（「プライベート・フラッグ」と呼ばれる）が、これらの企業はしばしば旗国とは異なる国にあります。さらに、旗国の行政機関が登録漁船の素性を知らない場合もあるため、UNCLOSで想定されている責任を果たすことはほとんど不可能になっています⁵⁶。



漁船イザベル号のパナマ国旗を持つ乗組員。© EJP

Box 4 | EUのカーディングシステムとFoCの関係

EUは違法漁業者に大きな利益をもたらすIUU製品の不正取引に対抗するため、2010年に域内市場へのIUU水産物の輸入を防止、抑止、および廃絶するシステムをEU全域にわたって確立する目的で、IUU漁業規則を施行しました。EJFは、この先駆的な規則の策定、実施、施行においてEUが示したリーダーシップを称賛します。この規則では、EU市場へのアクセスを、漁業法や保全方策の遵守を証明する漁獲証明書が添付された水産物に限定するとともに、不正な水産物取引に従事するあらゆるEU事業者への制裁を義務付けています（2.3参照）。

またこのIUU規則によって、国際法上の義務に従ってIUU漁業に対する措置を講じていないとみなされた非EU諸国との対話が可能になります。必要な改革を迅速に実施できない場合、欧州委員会はこれらの国々に対して、水産物のEUへの輸入禁止を含む制裁を課することができます。現在までに25カ国が「事前に特定」され、IUU漁業対策に非協力的であるとみなされる可能性があるという警告を受けています（「イエローカード」の発動）。また解除されたものも含めてこれまで6か国を非協力的第三国に指定していますが（「レッドカード」の発動）、このうち5カ国はITFによりFoC旗国としてリストアップされています（非協力的第三国指定6か国：ベリーズ、カンボジア、コモロ、オランダ領アンティル、スリランカ、およびセントビンセント・グレナディーン諸島）⁵⁷。

実質的な所有者の匿名性が守られる一連の複雑な取り決めに基づいた不透明な所有権システムは、しばしばIUU漁業を助長する要因となります⁵⁸。この所有権の不透明さは、FoC制度の根幹に関わる問題であり、ほとんどのFoC管轄内において秘密扱いとなっているため、漁船は架空の会社、すなわちシェルカンパニー名義で登録され、多くの場合、登録したFoC旗国に名目上「位置する」だけとなっています⁵⁹。またこのシェルカンパニーの株式は、さらに別のシェルカンパニーが保有しているため、実質的な所有者の素性が分からなくなっています⁶⁰。多くの場合、このような構造は企業の秘密性を保護するFoC旗国の法律や規制の下で隠蔽されています⁶¹。

UNCLOSは旗国に対して、自国の領土と船籍登録を申請する漁船との間に「真正な関係」があることを確認するよう求めています⁶²、FoC制度はこの規定を巧みに回避しています。

さらにIUU漁業は、「タックスヘイブン」での租税回避を目的としたオフショアのシェルカンパニーの利用とも関連があることが判明しています。2018年に行われた調査ではこの関連性について、「現在、タックスヘイブンに船籍を置いているのは登録漁船全体の4%に過ぎないが、違法・無報告・無規制漁業に関与しているとされる漁船の70%がタックスヘイブンの管轄下に船籍を置いている、あるいは置いていた」と言及しています⁶³。

EJFは世界中の国々に対してFoCの使用を中止、および抑止することを強く求めます。事業の秘密性は、天然資源にアクセスする事業の管理者や、かかる事業の業務に関与する作業員の素性を隠すために用いられる場合、特にそれが違法行為の場合には弊害となります。便宜置籍船制度は、捜査当局がIUU漁業に関わる真犯人を起訴し、その責任を追及する能力を阻害するものです。

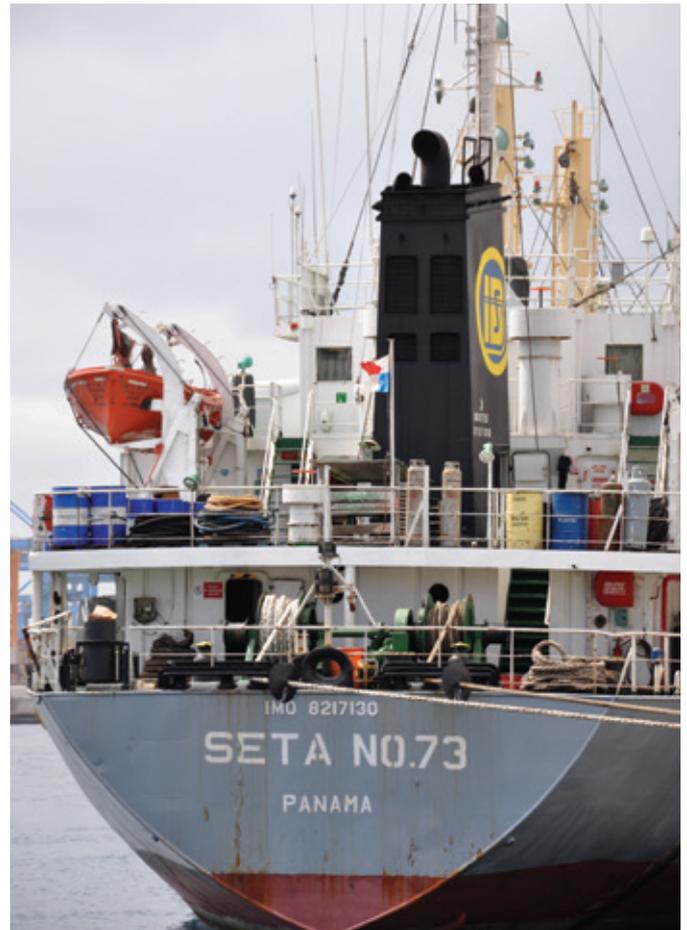
EJFは、2014年にベリーズがEUからレッドカードを受けて実施したように、民間企業に船籍登録業務を委託している旗国に対して、直ちに船籍登録を国の管理下に置くことを推奨します（Box 4参照）。また将来的には漁船に対するオープンレジストリーを禁止することも推奨します。シエラレオネは、2010年に違法な漁業活動を減らす取り組みの一環として、外国籍船に対する便宜置籍の扱いを取りやめることを発表しました⁶⁴。さらに2016年には、カンボジアがすべての外国船舶の登録を禁止し、船籍登録業務を行っていた韓国の民間企業6社との契約を解除したと報じられました⁶⁵。他のオープンレジストリーも両国の例に倣うべきです。

最後に沿岸国やRFMO、および市場国は、FoC旗国に船籍登録された漁船の自国海域や市場へのアクセスを禁止することで、漁業者のFoC旗国への船籍登録を抑止することができます。実際にEUのIUU規則ではすでに一歩踏み込んだ措置を取っており、FoC旗国の管理方策を綿密に調査するとともに、場合によってはEU市場へのアクセスを禁止しています。

さらに各国は、自国民がFoC旗国に船籍登録することを抑制し、以下に推奨するように、船籍登録した漁船の行動を継続的に精査する必要があります。また民間企業も、FoC漁船のサプライチェーンへの関与を排除することで、漁業分野における便宜置籍船の使用を抑止する役割を果たすことができます。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ FoC 旗国は、漁船に対するオープンレジストリーを禁止し、船籍登録が国の管理下にあることを保証する。
 - ✓ 沿岸国と RFMO は自国の海域での便宜置籍船の使用を禁止するとともに、市場国は便宜置籍を使用する漁船が自国の市場に水産物を供給できないようにする。
-



2011年3月、EJFはパナマ船籍の漁獲物運搬船Seta 73による違法な洋上転載を報告した。同船は、20万米ドルの罰金を支払った後、一時的にトーゴに船籍を変更し、Inesaという船名で操業。その後、Sea Riderと名前を変え、2014年にパナマで再登録。パナマとトーゴはともにITFにより便宜置籍国と認識されている。2016年以降、Sea Riderの船籍は定まっていない。© EJF

ケーススタディ3

顔の見えない台湾漁船

台湾政府は、2016年7月に「外国船籍漁船に対する投資経営管理条例」を採択しました⁶⁶。この条例は、台湾人が便宜置籍国で投資や操業を行う際に、事前に許可を得ることを義務付けています。台湾の漁業署は、2018年2月までに252艘の便宜置籍船を特定しました。台湾当局がこの漁船リストを作成したことは前向きな一歩ですが、オンラインで公開して他国やNGO、および水産業界が容易に精査できるようにすれば、より効果的なツールになります。EJFは情報公開請求によりこのリストを入手し、RFMOが公開している漁船情報と照合しました。その結果、台湾人が所有、または出資している可能性がある漁船の中で、台湾政府が定める便宜置籍国の旗を掲げて操業する際の報告義務を遵守していない可能性がある漁船を数艘特定しました⁶⁷。これらの疑わしい漁船は、全てRFMO管轄内での操業を許可されている漁船であるため、RFMOの管理下でない海域または魚種を対象に操業している漁船も存在する可能性があります。

このリストを公開することで、リストに掲載されていない漁船をさらに特定できる可能性があります。このリストは現在、情報公開請求によってのみ入手可能ですが、ほとんどの団体、特に台湾に拠点を持たない団体はこの制度を知らないため、入手するのは困難で時間がかかると考えられます。

2.2. 実質的な所有権に関する透明性の向上を通じて、IUU漁業から不当に利益を得ている漁業者を特定する

IUU漁業は、次第に国際組織犯罪の一形態として認識されつつあり⁶⁸、通常は偽造や詐欺、マネーロンダリングなどの犯罪、および人身売買や麻薬取引などの漁業以外の違反行為と関連しています⁶⁹。またIUU漁業は利益率が高く、毎年何十億ドルもの不正な資金の流れを生み出しています⁷⁰。

このような活動の背後にあるネットワークを解体するには、受益者を特定し、その責任を追及する必要がありますが、IUU活動は大陸や海をまたぎ、海上での操業現場から遠く離れた関係者も関与しています。すでに便宜置籍船の問題の中で考察したように、現在の企業構造では、受益者は素性を隠し、摘発のリスクが低い中で違法漁業から利益を得ることができます。そのため資金の流れを追跡し、企業の様々な取り決めや調整の背後にあるものを明らかにするには、政府機関や国境、分野を超えた高度な協力が不可欠になります。

こうした課題を踏まえ、漁業の捜査当局はこれまで登録された船主や船長を捜査の対象としてきました。しかし悪名高きIUU違反者は別の、あるいは架空の個人や企業を船主や船長として登録することが可能なため、これらの違法な活動を指揮して利益を得る実質的な受益者として事業を継続しながら制裁を逃れています。

漁業の違反行為と制裁の間の比例の原則を検討する際には、漁船を実質的に管理して違法行為から利益を得ている主体に対して、どのような手段を適用できるかを考慮する必要があります。国際法によれば、IUU漁業に対する制裁は、漁業規則の違反を阻止するのに適切な厳格性をもって適用し、違反者が違法活動から得た利益を剥奪しなければならないとされています⁷¹。したがって、制裁によって将来のIUU漁業を抑止するためには、違法な漁業活動の背後にいる実質的所有者や企業を特定することが重要になります。

漁業において実質的所有者⁷²の透明性を向上させることは、違法行為から利益を得ている主体を確実に取り締まるための重要かつ費用対効果の高い手段です。一部の国では、実質的所有権の透明性を担保するために、データ保護に関する基準を改正する必要があるかもしれませんが、かかる情報の公開は、世界的な採取産業透明性イニシアティブの下で実施される改革の一環として、石油ガス採取、鉱業、浚渫、採石などの採取産業部門ですでに大きな焦点となっています（Box 5参照）。

Box 5 | 透明性および天然資源のガバナンス

適切なガバナンスと天然資源の持続可能な利用の基盤として、特に採取産業および林業部門において透明性の重要性が認識されつつあります。

採取産業透明性イニシアティブ（EITI）⁷³は、石油、ガス、および鉱物資源が豊富な国において、オープンで責任ある資源管理の推進を目的とした自主的な国際基準です。

2016年のEITI基準では、すべての実施国に対して、2020年1月までに実質的所有者に関する情報公開制度を確立することを求めています。この基準では、企業の実質的所有者を「最終的に法人を直接的または間接的に所有または管理する自然人」と定義しています。

採取産業は何十年にもわたりこのような透明性に関する取り組みを主導してきましたが、漁業分野では、最近になってようやくEITIをモデルとした漁業透明性イニシアティブなどの取り組みが行われるようになりました。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 全ての国は、公開情報リスト（船籍登録簿や漁業免許リスト、漁業許可リスト、およびIUU漁業に関する違反事例と制裁のリスト）に実質的所有者に関する情報を掲載する。
- ✓ 全ての国は、企業に対して漁業免許、漁業許可、または船籍登録の申請時に、実質的所有者に関する情報の提供を求め、この情報が虚偽である証拠が見つかった場合は、制裁を適用する。

ケーススタディ 4

「違反の重大性に比例する抑止力を備えた制裁」の発動には真の受益者の特定が不可欠
ガーナにおける中国企業が所有するガーナ籍船の事例



ガーナのテマ港に係留されているガーナのトロール漁船。© ERF

2002年に制定されたガーナの漁業法によると、外国の漁業者がガーナの産業漁業部門に直接または合併事業を通じて関わることは禁止されています⁷⁴。この制限措置は、産業漁業部門から得られる金銭的な利益が海外に流出することなく国内に留まり、ガーナの社会・経済の発展に寄与することを目的として、マグロ漁船を除きガーナの全ての産業用および準産業用漁船に適用されています。

しかしこのような制限があるにもかかわらず、ガーナの産業用トロール漁においては、特に中国の漁業者の影響が広範囲に及んでいることが知られています。中国の企業は、ガーナに設立したダミー会社を通じて操業しており、自社の漁船をガーナの船籍に登録させて漁業許可を取得し、法律に定められた国籍基準を回避するために不透明な企業構造を構築しています。また支配権は常に中国の投資家にあるため、このような取り決めは明らかにこの法律の精神と目的に反するものです⁷⁵。

例えば、EUへの輸出を許可されている中国の事業所のリスト⁷⁶やその他の情報源⁷⁷によると、中国企業である榮成市海洋漁業有限公司 (Rongcheng Marine Fishery Co. Ltd.) のガーナでの漁船団の中に、Lu Rong Yuan Yu 919という漁船が含まれていると推測されます。しかし、ガーナで操業する産業用トロール漁船の漁業免許リストによると、Lu Rong Yuan Yu 919の漁業免許は、ガーナの会社であるConnado Enterprises Limitedが取得しています。またガーナの登録長官部が保有する会社情報によると、Connado Enterprises Limitedの登記資本金は30万セディ (GHS: 約64,000米ドル) で、想定される年間収益は10,000セディ (約2,200米ドル)、想定される従業員数はわずか2名です。これに対し、Rongcheng Marine Fishery Co. Ltd. の固定資産は約6250万米ドルで、年間生産額は約4700万米ドルとなっています⁷⁸。

このような相違は、漁業関連の違反に対する制裁のレベルを決定する際に、違法漁業の実際の受益者に確実に制裁を与え、抑止効果を発揮できるように、漁船の実質的所有者を考慮する必要性を浮き彫りにしています。また国内法は、実質的所有者を確実に特定し、責任を追及することができるように設計しなければなりません。

2.3. IUU漁業に関与する自国民を特定し 制裁を科す

漁業は海外の様々な沿岸海域で、定期的に転籍を繰り返しながら、時には、管轄が不明瞭な海域でも操業する場合がありますが、EUや韓国などの主要な旗国は、自国の旗を掲げた漁船に対して厳格な管理方を適用しているため、無法な自国民が他国の旗を掲げて違法な漁業を行う選択をするリスクが高まっています。そのため、漁業者の出身国が、IUU漁業に関与している自国民の責任を追究できるようにすることが重要になります。

自国民への制裁に関する法規定の実施は、厳格な漁業管理規則や統制を回避するために、不遵守旗国（自国の旗を掲げる漁船に対する国際的な義務を遵守していない国）に船籍登録する可能性のある無法な事業者に対する強力な対策となります。これは船名や操業を行う旗国または船籍国とは異なり、国籍は定期的に変更することができない要素の一つになっているためです。

EUはこのような方策を策定した先駆者であり、その後韓国や台湾などの国々が追随しています。この方策は、IUU漁業製品のEU市場への流入阻止、および世界の漁業のガバナンス改善を目的とした重要な規則であるEU IUU規則の中核をなすもので、EU加盟国は、IUU漁業やその関連取引への関与が証明されたEUに拠点を置く個人または団体に対して、違反の重大性に比例した効果的かつ抑止力を備えた制裁を課すことを義務付けられています。

IUU漁業への関与については、EU船籍の漁船が直接関与する場合と、他国船籍の漁船の所有者がEUの個人や団体になっている、またはEU加盟国の国民がIUU漁業から金銭的な利益を得ている場合のような間接的な関与があります。ケーススタディ3では、自国民による外国籍船の使用を監視するために台湾が取った初期の対策が紹介されています。

また、EU IUU規則はEU加盟国に対して、IUU漁業を支援している、または行っている自国民を特定するために捜査を実施するとともに⁷⁹、自国船籍の漁船とその旗国変更を許可する第三国との間のいかなる取り決めの存在に関しても、その情報の取得に努めるよう求めています⁸⁰。また加盟国は、EU域外の国に船籍を置く漁船の法的利益や受益権、金銭的利益、または管理に関わる情報を国に通知するよう自国民に促すことも求められています⁸¹。

スペインは、世界に先駆けてIUU漁業に関与する自国民の起訴を容易にするために法整備を進めてきました。スペインの最近の成功事例（Box 6参照）は、強い政治的意思と国際協力、および国レベルでの協力で支えられた包括的な法的枠組みの実施を通じて、素晴らしい成果が期待できることを示しています。

EJFは、各国が漁船の受益権および違法調達製品の取引などを含めた幅広いIUU漁業活動に関与する自国民を起訴できるように、自国の状況を考慮して法的枠組みに必要な修正を加えることを推奨します。



ビゴにおいてIUU漁業への関与容疑で拘束されたNorthern Warrior号。同船は、ビゴ港への寄港および漁業許可の取得にあたり偽造書類を使用したことが判明している。© EJF

Box 6 | IUU漁業に関与した自国民の起訴に関するスペインの教訓⁸²

スペインは、(EU IUU規則に基づき) IUU漁業に関与した自国民に対して効果的に制裁を科せるよう努めてきました。

そして2件の大規模な起訴(スペイン当局はSparrow IおよびSparrow IIと命名)の結果、様々な企業や個人に対して2,000万ユーロを超える過料を含む厳しい制裁を科すことができました。

IUU漁業に関与した自国民に対する制裁に成功したこれらの行政訴訟の分析、およびスペイン当局との協議を通じて、IUU漁業に関与した自国民の起訴を成功させるためのいくつかの重要な要素を見出すことができます。

- ・優れた漁業ガバナンス、および国際的な法律やガイドライン(国連、FAO、RFMO、EUにより採択されたものなど)に裏打ちされた強固で**包括的な法的枠組み**。
- ・**国内法において違反行為を包括的に分類する**。
- ・効果的な起訴に必要な証拠を得るための鍵となる、実質的な所有者を含む会社の記録や施設への捜査を当局が行えるように、**広範な捜査権限を国内法へ盛り込む**。
- ・企業や船主とIUU漁業との潜在的な関連性を評価および調査するため、**情報活動チームを設置する**。
- ・**抑止力のある制裁を発動する**。
- ・海外における漁業活動や、海外で操業する事業者に関わる事件や訴訟に関する情報共有を促進するための**国際協力**。
- ・行政機関間(司法、税務、税関、漁業、金融など)の証拠共有を促進するための**内部協力**。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 全ての国は、IUU漁業を支援する、またはIUU漁業に携わる自国民を特定し、必要に応じて抑止力のある制裁を実施するための規定を国内法に盛り込む。
-

3. 水産物サプライチェーンへのIUU製品の混入を防ぐ透明性

3.1. 無監視状態での洋上転載を排除する

水産物の国際取引は、多くの場合、洋上転載に依存しています。これは海上で水産物のある漁船から別の漁船へ積み替える作業で、通常、水産物は冷蔵貨物船（リーファー）に転載されて、目的地の港まで運ばれます。

特に公海のような遠隔地では、漁獲物を水揚げするために港に戻ることで、貴重な時間と燃料を消費してしまうため、貨物船への洋上転載は、漁船にとって便利で費用対効果の高い、海上により長く滞在できる手段となります。

しかし転載を行うと、サプライチェーンの関係者や段階が増え、1回の積送に関わる漁船の数も増えます。つまり、水揚げ港の当局は、1回の積送に対して複数の漁船の免許を確認する必要があります。また洋上転載が行われる場合、転載された漁獲物を監視し、特定の（合法的な）漁業活動にまで遡って追跡することは、物流的にも技術的にも困難であるため、水産物の合法性を担保することはさらに難しくなります。さらにこのような行為は、船舶検査の頻度を低下させます。

洋上転載は、沿岸国や旗国の当局、あるいは関連するRFMOによって認可されることもありますが、多くの場合無規制で行われており、違法に行われる場合もあります。

許可の有無にかかわらず、洋上転載された漁獲物の合法性を管理することは困難であるため、しばしばIUU水産物のロンダリングを助長することにつながり、漁船の操業者は港の検査を回避することで違法な漁業活動を隠蔽することができます⁸³。

また、漁船は港の検査官を避け、より長く海上に留まることができるため、洋上転載は、人身売買や強制労働などの人権侵害をはじめ、違法漁業に関連する様々な活動も助長します。このような中、2015年にパプアニューギニア当局は、インドネシア海域で操業する奴隷船のネットワークで働く運命にあった8人の労働者を冷蔵貨物船から救出しました⁸⁴。漁船が実質的に無期限に海上に留まることができるため、人身売買された船員は、上陸する機会もなく、何年にもわたって船内に監禁され、漁船から漁船へと回される可能性があります。またブローカーから奴隷労働者を調達するために多額の投資をしてきた事業者や船主にとって、このシステムは逃亡のリスクを最小限に抑えたとともに、個々の漁船が修理のために港に戻る際に、船長が人身売買された労働者を別の漁船に売ったり、移動させたりするのを防ぐための手段として機能しています⁸⁵。さらにITFは2017年に、インド洋やタイ湾、および南シナ海におけるマグロはえ縄漁船による公海での洋上転載について、事業者がこれらの漁船に乗船する船員を保護するために公正な労働基準を適用しない限り、一時的に禁止するよう要求しました⁸⁶。



シエラレオネの海上で、産業用漁船と零細漁業用カヌー型漁船の間で行われる洋上転載。 © EJF

Box 7 | ガーナ特有の洋上転載の壊滅的な実態

ガーナでは、「サイコ」と呼ばれるこの地域特有の洋上転載が行われています。その形態は、産業用トロール漁船が、冷凍された大量の魚を特別に改良したカヌー型漁船に転載するもので、その後このカヌー型漁船が、転載した魚を港にある市場まで運びます。この行為はガーナの漁業法では違法ですが、近年では全国の主要な水揚げ地で増加しています。

最近の推定では、サイコによる水揚げ量は年間約10万メートルトンにもおよび、合法的に漁獲された水産物の水揚げ率を上回っています。もともとこれは、産業用トロール漁船が混獲した非対象魚種を取引する手段でしたが、底生魚種を漁獲対象とする免許を持つトロール漁船が、次第に小型の浮魚—零細漁業者の主要な漁獲対象魚種—を対象とするようになりました。これにより小型浮魚の資源は枯渇し、沿岸地域に住む何百万人もの人々の食料の安全保障および生活を脅かしています。また一部のトロール漁船は、漁業法違反にもかかわらず、小さなメッシュの漁網を使って稚魚を漁獲し、小型浮魚資源の再生産能力を奪っています。その結果、小型浮魚を漁獲対象とする零細漁業者と直接競合するだけでなく、サイコにより、安価で質の悪い魚が市場に氾濫して価格低下を招くとともに、零細漁業者の収入をも押し下げています。

さらに、サイコによる漁獲量は国の漁獲統計に記録されていないため、漁業管理者はガーナの魚類資源に対するさらなる圧力や影響を推定することができず、効果的な漁業管理が事実上不可能となっています⁸⁷。



違法であるにもかかわらず、逮捕や制裁のリスクが低いため、当局の目の前でサイコによる水揚げが行われてきた。© EJF

健全な漁業を実現し、違法行為を未然に検知して抑止するには、洋上転載の改革が不可欠です。一部の国や組織は、すでに洋上転載の課題に取り組むための対策を講じています。例えばインドネシアは、自国の旗を掲げる全ての漁船に対し、洋上転載を恒久的に禁止していますが⁸⁸、このような国々はまだ少数派です。最近の調査によると、1990年代後半以降、ほとんどのRFMOで洋上転載に関する規制が徐々に厳しくなってきたものの、2015年までに部分的な禁止を義務付けたRFMOは5つしかなく、洋上転載の全面的な禁止を義務付けたのは南東大西洋漁業機関のみとなっています⁸⁹。

規制や監視のない洋上転載は、違法な漁獲物のロンダリングや、強制労働を助長する主要な要因となっているため、EJFは全ての旗国や沿岸国、およびRFMOがこのような行為に対する対策を講じるように提唱するとともに、産業用漁船が関わる洋上転載を、当局が完全かつ効果的に監視できるような方策の実施を推奨します。人による監視、電子モニタリング、および報告で求められる条件を全て満たさない限り、洋上転載を禁止するべきです。また各国は、洋上転載に関する規則が遵守され、適切に施行されるよう、法的な枠組みにも必要な修正を加えるべきです。

監視を効果的なものにするために、各国は以下の方策を実施するべきです。

・洋上転載を行う予定のある全ての産業用漁船に対して、少なくとも24時間前までに旗国や沿岸国、および関連するRFMOの事務局への電子的な事前許可申請の提出を義務付ける。かかる通知には、準リアルタイムでのVMS報告や電子航海日誌、および該当する場合にはオブザーバーによる監視に関する要件を遵守していることが確認できるものを含むべきである⁹⁰。

・電子モニタリングおよびそれぞれの漁業に適したオブザーバー制度による監視を必須とする、洋上転載の100%完全モニタリングを義務付ける。これは、洋上転載が自国の海域で行われるか、またはRFMOの下で行われるかに関わらず義務化するべきである。また洋上転載を許可された全ての漁船は、最低限の要件として、使用可能なVMS装置および電子航海日誌を搭載しなければならない。電子モニタリングについては、漁船に適した（水産物の流れを監視できる）ものであるとともに、船上のオブザーバーの安全を確保できるものでなければならない。さらに各国は、漁船や冷蔵貨物船に対して、無許可の行為を検知できるセンサーおよびカメラなどの改ざん防止装置を設置する要件を策定すべきである。センサーは、漁船の船倉が開いたときや、船が互いに接近したとき、およびエンジンが減速したときなど、これらを自動的に検知する。カメラは、船上での活動を撮影し画像を当局に送信する。

・全ての洋上転載は、その実施場所や転載される漁獲物の原産地にかかわらず、完了後24時間以内に関連する旗国や沿岸国、寄港国およびRFMO事務局に報告することを義務付ける。さらに国は、オブザーバーが漁船の報告を検証する独立した手段として、各洋上転載から24時間以内に、電子報告書に関連する旗国や沿岸国、寄港国およびRFMO事務局に提出するようにすべきである⁹¹。

・労働者を無期限に海上に留めておくために洋上転載を利用することを防ぐため、乗組員が海上で活動できる最大期間を設定する。

・病気などの極限状況により緊急脱出が必要な場合を除き、海上での乗組員の移動を禁止する。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 全ての国は、漁船が事前に許可を取らない場合や、安定した検証可能な電子モニタリングおよび漁業に適したオブザーバー制度による監視ができない場合は、洋上転載を禁止する。
-

ケーススタディ 5

Holland Klipperの事例

EJFは、西アフリカでの違法な漁業活動を特定するために、exactEarthのプラットフォームを利用して漁船から送信されるAIS信号を傍受しています。（AISデータは暗号化されておらず、誰でも受信することができます。）

2013年9月に、EJFは韓国船籍の漁船Kum Woong 101による、シエラレオネ近海の進入禁止海域での違法漁業を突き止めました。同船はその後北上し、ギニアの首都コナクリの北西約90海里の海域で、オランダ船籍の冷蔵貨物船Holland Klipperとの洋上転載を行いました。この行為はEUおよびギニアの法律に違反しています。洋上転載は、EU法ではRFMOの下での実施を義務付けており⁹²、ギニアの法律では全面的に禁止されています⁹³。これを受けて韓国当局は2014年5月1日に、違法な洋上転載に関与した合計22艘の漁船に対して制裁（罰金および1ヶ月間の漁業許可の停止）⁹⁴を科しました。



シエラレオネのパナナ島沖に係留されている漁船Neptunus（旧名：Kum Woong 101）。© EJF

Holland Klipperは、2013年11月に船名をSierra Kingに変更し、現在もオランダ船籍となっています。

3.2. サプライチェーンの透明性を高める 漁船データの収集および保存のデジタル化

水産物のトレーサビリティとは、「記録された識別情報を用いて、対象とする水産物に関連するいかなるまたは全ての情報に、そのライフサイクル全体を通じてアクセスできること」と定義されています⁹⁵。トレーサビリティはデータの信頼性によるところが大きく、透明性があり、利害関係者が完全にアクセスでき、悪質な関係者による変更や改ざんを防ぐために適切に保存された信頼できるデータが不可欠になります。水産物が最初に漁獲されてから、最終顧客に届けられるまでのサプライチェーン全体の「Chain of Custody（生産・加工・流通過程の管理）」を証明できる恒久的なデジタル記録があれば、透明性と説明責任を大幅に強化することが可能になります（しばしば「net to plate（漁網から食卓まで）」トレーサビリティと呼ばれます）。

しかしサプライチェーンの中でも漁船の部分に関しては、IUU漁業者がデータを改ざんして漁獲物を合法的に見せかけるリスクがあるため、特に注意が必要です。合法性を立証するために必要な関連データは、政府当局や民間企業によってすでに収集されていることが多く、すでにデジタル化されている場合もあります。しかし、データは一箇所に保存されていないことが多く、データのやりとりのほとんどは、書類の印刷やスキャン、ファックス、郵送、または電子メールでの送付など、紙媒体で行われているのが現状です⁹⁶。

トレーサビリティを実現するためには、様々なデータソースから漁船に関する重要データ項目（KDE：Key Data Element）を正確に、かつデジタル形式で記録することが極めて重要になります（零細漁船による水揚げデータの記録などについては、小規模漁業への配慮も必要です）。そして検査官や調査官、サプライヤー、小売業者、そしてもちろん消費者も潜在的な相違点を特定し、不正を検知できるように、これらのデータを保存し、サプライチェーンの全ての段階で利用できるようにしなければなりません。例えば漁獲海域はKDEの一例であり、VMSの追跡はそれを検証するためのデータソースになります。またKDEや漁業に特化したデータソースに加えて、労働者関連のデータを含めることで、漁船における人身売買やその他の深刻な人権侵害を撲滅するための取り組みを支援することができます。



タイの港での漁獲物の計量。© EJF



コートジボワールのアビジャン港で水揚げされるマグロ。© EJF

IUU製品を水産物市場から締め出そうとしている国々は、漁船活動の合法性に疑問がある場合に情報を照合できるようにするために、こうしたデータのデジタル化は大いに役立ちます。また製品が国内、地域、または国際規則に従って漁獲されているかどうかや、生産・加工・流通過程の管理がしっかりしているかを見極めることにより、サプライチェーンを遡ってその合法性を確認することができます⁹⁷。

トレーサビリティシステムの設計の観点からよく例えられるのは、国際銀行システムです。国際銀行システムは、世界中のどの銀行でも理解され、処理が可能な普遍的な取引を通じた、資金の移動に関する国際基準に基づき機能しています。この相互運用性は、資金の流れを取引のあらゆる段階で完全に追跡可能かつ安全にするために不可欠です。そこで漁獲証明制度の導入にあたっては、この原則を採用して、漁業取引におけるトレーサビリティについても同様の国際基準を確立する必要があります。IUU製品から自国の市場を守るために一方的な漁獲証明制度を導入する国が増加する一方で、地域漁業機関（RFB）やRFMOの傘下で多国間の漁獲証明制度に参加する国々も出てくる中、漁獲証明制度の相互運用性の問題は、特に水産物サプライチェーンのグローバル化に伴い、ますます重要になってきます。制度間の同等性の認識や相互運用性については、できればFAOのリーダーシップの下で、情報のデジタル化、および信頼できるデータソースから提供される漁船に関する重要KDEの共通理解が進むことにより、さらに実現が可能になると考えられます。

水産物のサプライチェーンにおける登録と漁獲の段階での透明性を向上させるために、EJFは全ての国に対して、デジタル・トレーサビリティ・システムの導入を義務付けることを推奨します。各国が、特に旗国が漁獲段階で記録した信頼できる情報は、製品の合法性を担保するとともに、単独または多国間に関わらず、全ての漁獲証明制度の実施をサポートする鍵となります。このようなシステムを策定するにあたり、各国は少なくとも以下のKDEを考慮する必要があります。

ケーススタディ 6

Thai Flag

タイ水産局（DoF）は2017年に、電子的な「Thai Flag」トレーサビリティシステムを導入しました。このシステムにより、水産局は漁船から加工業者、そして最終顧客および輸出業者に至るまで、特定のサプライチェーンのあらゆる要素を記録することができます。

Thai Flagは、様々なデータベースからデータを取り入れているため、各積荷に関する漁船のデータポイントや水揚げ時刻、漁獲重量、および魚種などを記録することができます。また、使用した輸送車両や訪問した工場、および各段階での製品の到着と出発に対応する全ての時間と日付など、サプライチェーンのあらゆる要素が含まれています。

各積荷には、水産局が漁船に付与した「ポートイン」確認番号という固有の恒久的な参照コードがあり、これはサプライチェーン全体を通じて積荷と一緒に保管されます。これにより、水産局は流通の進捗状況を把握することができます。

Thai Flagのもうひとつの重要な要素は、説明責任と透明性です。誰かがサプライチェーンに変更を加えると、ブロックチェーン台帳のように、元の情報は削除されずに新しい情報が追加されます。これはデータがシステムから失われることがないことを意味するため、不正な改ざんを防ぐために極めて重要です。ただし、どこで、誰が変更を行ったかが毎回記録されデータが残るので、精査の範囲が増えることとなります。

漁船の操業に関するデータ

- 船名やUVIなどの漁船の識別情報。データソースには船籍登録が含まれる場合がある。
- 漁業許可に関する漁船の免許情報。データソースには、指定された海域（国の管轄外の海域を含む）における漁業免許や漁業許可証が含まれる場合がある。
- 人身売買や強制労働防止を目的とした漁船の乗組員情報。乗組員名簿が主なデータソースとなる。

漁業活動に関するデータ

- 漁船がどこで操業していたかを示す漁獲海域。データソースには、送信データの欠落のない完全な航海情報を示す漁船監視追跡データおよび航海日誌が含まれる。
- 漁獲量や魚種、および製品の種類に関する記録を網羅する漁獲情報。データソースには航海日誌、および関連のある場合には、漁獲証明書およびオブザーバー報告書が含まれる。

航海の終了後に関するデータ

- 市場へのルート。漁網から食卓までのトレーサビリティを可能にするに足る詳細な洋上転載や水揚げ量、および加工明細書など、魚の水揚げに関連する全ての記録を含む。

このようなトレーサビリティシステムを構築する場合、管理当局は、これらのデジタルデータポイントが固定され、改ざんが防止でき、さらに単一のデータベースに一元化されていることを確認する必要があります（ただし情報は異なる機関から提供される場合もあります）。そして可能な限り、これらのデータポイントは全ての利害関係者が情報にアクセスしやすいように公開されるべきです。FAOは、上記の漁業のKDEおよびデータソースに関する詳細な国レベルでのガイドラインを作成しています⁹⁸。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 全ての国は、漁船登録、免許、水揚げ記録、漁獲海域、漁獲情報、および乗組員に関する書類などの重要情報をデジタル形式で保護することが可能な、費用対効果の高いデジタルツールの近い将来における導入を義務付け、実施する。これらのツールは、普遍的で相互運用可能なデジタル漁獲証明制度への迅速な移行をサポートするよう設計する必要がある。

3.3. より効果的な寄港国管理に向けた国際条約の批准

海洋資源に国境はなく、漁業管理には国家間の協力が不可欠になります。国連海洋条約（UNCLOS）の第118条は、公海の魚類資源の管理において各国が協力すること奨励しており、国連公海漁業協定（UNFSA）の第18条は、締約国に対して、漁船がRFMOの方策の効果を損なわないようにするための措置を講じるよう義務付けています。さらにUNFSAの第8条では、RFMOの保全・管理方策の対象となる漁業資源へのアクセスを、そのRFMOの加盟国、またはその方策の適用に同意する国に明確に限定しています⁹⁹。したがって、RFBやRFMOの締約国になること、または少なくともその規則に従うことは、国際法上の前提条件と理解されています。しかし最も重要なのは、国がこれらの組織の監督下での活動について透明性を保ち、報告書にもそれを反映させることです。透明で信頼性の高い情報は、資源を正確に評価し、その評価に基づいて適切な保全・管理方策を実施するための鍵となります。

国際協力および規則の調和・統一を進めるために国際条約や国際機関の方策を遵守することは、漁業管理だけでなく、監視、管理および取締り（MCS）の観点からも重要です。管理体制に大きな違いがあると、違法な漁業取引や漁業活動がより管理の甘い管轄海域へ流れてしまう可能性があります。IUU漁業や関連する人身売買などの問題に対する認識が世界中で高まるにつれ、国連は様々な機関を通じて、漁業分野特有の問題に取り組むためにいくつかの協定を採択しました。例えば2016年には、IUU漁業に特化した初めての拘束力のある国際協定として、「違法漁業防止寄港国措置協定（PSMA）」を採択しています。

この協定では締約国に対して、IUU製品の取引を検知し、IUU由来の水産物が市場に出回るのを阻止できるように、水産物の水揚げまたは洋上転載のために自国の港の利用を求める外国籍船に対して、より厳格な管理の実施を求めています。主な対策としては、IUU漁業への関与が判明している外国籍船の寄港や港湾サービスの利用を拒否する、IUU漁業への関与が疑われる漁船の検査寄港を許可し、特定された違反行為に対して追跡措置を講じる、規制執行時の協力を促進するために、他の関連国や組織との情報共有の仕組みを確立することなどが挙げられます¹⁰⁰。PSMAを成功させるためには、違法漁業者が管理・規制の甘い港に流れて違反行為を行わないように、世界規模での実施が不可欠になります。

また国連機関は、IUU漁業と漁業関連の犯罪、およびその他の関連犯罪のつながりを認識し、これら3つの分野の違法行為に対して協調して取り組む必要性を徐々に理解するようになってきました。例えば、1艘の漁船がこれら3つの分野全てに該当する違法活動に関与している可能性も考えられるため、このような場合には協調した取締りが求められます¹⁰¹。

IUU漁業と乗組員の安全や福祉に関わる犯罪との関連性は、FAOとともにIMOおよび国際労働機関（ILO）も認識しており¹⁰²、これら2つの機関がそれぞれ別の目的で策定したILO漁業労働条約第188号（ILO C188）およびIMO ケープタウン協定は、FAO PSMAと補完関係にあると考えられます。ILO C188は、漁業者に関する基準を厳格化することで、人身売買のような深刻な人権侵害を防ぐことを目的としています。一方IMOケープタウン協定は、特に船舶の設計、建造、および設備などの要件を通じた海洋船舶の安全性向上を目的として策定されています。各条約の内容と状況については、Box 8で詳しく説明しています。



タイ船籍の漁船上で漁網から魚を取り出す乗組員。 © EJP

FAO 違法漁業防止寄港国措置協定 (PSMA)

- 目的:** IUU漁業由来の水産物が国内外の市場に出回るのを防ぐ。
- 効果:** 寄港許可を求める、またはすでに寄港している外国籍船がIUU漁業に従事していないことを寄港国が確認、および検証するための法的枠組みを提供することで、いわゆる「不遵守港」の発生を防ぐ。沿岸国や旗国、およびRFMO間のより効果的な協力と情報交換が求められるが、あらゆるレベルでの漁業管理とガバナンスの強化に貢献する。
- 適用対象:** 批准国の港に寄港する外国籍船。
- 状況:** 2016年に施行。55ヶ国が批准。

ILO漁業労働条約C188

- 目的:** 商業漁船に乗船する労働者の労働条件を改善し、船員を保護する。
- 効果:** 漁船に乗船する労働者を保護するために拘束力のある要件を定めたもので、労働安全衛生や海上および陸上での医療、休息期間、漁業者を借金で束縛するために頻繁に行われる賃金からの控除を禁止する労働契約書、および社会保障による保護などが含まれる。また漁船の建造および維持については、漁業者に船上での適切な生活環境を提供できるように配慮する。
- 適用対象:** 批准国を旗国とする漁船および批准国の港に寄港する漁船。
- 状況:** 2017年に施行。10ヶ国が批准。

IMOケープタウン協定

- 目的:** 漁船の安全性を高める。
- 効果:** 全長24メートル以上の漁船の設計、建造および設備の基準の概要を示すとともに、漁船の乗組員やオペレーターを保護するために協定の締約国が導入しなければならない規則を詳述している。
- 適用対象:** 批准国を旗国とする全長24メートル以上の漁船、および批准国の港に寄港し、その海域で操業する漁船（これらの漁船の旗国が協定の批准国ではない場合も含む）。
- 状況:** 施行前。公海上で操業する全長24メートル以上の漁船3,600艘を保有する少なくとも22カ国が、この協定に拘束されることに合意する意思を示した後に施行される。締約国は現在10カ国。

現在FAO、ILO、IMOの3機関は、これら3つの協定や条約が施行され、できるだけ多くの国で導入および実施されるように協力しています。それぞれ締約国に義務付ける内容は異なっていますが、全て港湾検査の強化を伴うものになっています。これら3つの国連機関はもとより、より幅広い国際社会全体においても、当局と漁船との意思の疎通を深めることで、各協定および条約を通じて、少なくとも1つの懸念される分野に関連するリスクの高い漁船を特定できる可能性が高まるという理解が広がっています。また、この3つを調和的に実施することで、各国の海洋および漁業機関のコミュニケーションや調整力を改善する機会にもなります。

EJFは、各国に対してこれら3つの協定および条約をすべて批准し、実施するよう呼びかけています。これにより、漁船の乗組員やオブザーバー、漁船、および港湾検査（合法性、労働条件、安全性を含む）について、漁獲地点から水揚げ地点までの明確な透明性のある国際基準を定めた一連の法的な国連文書が作成されることとなります。

EJFは以下の方策を推奨します。

- ✓ 全ての国は、FAOのPSMA、ILOのC188、IMOのケープタウン協定を含む、漁船と水産物の取引に関する基準の明確なベンチマークを定めた国際協定を速やかに批准し、実施する。
-

ケーススタディ7

漁船の安全性から労働基準まで：Fuh Sheng 11の事例

2018年5月、南アフリカ当局は、台湾船籍の漁船「Fuh Sheng No 11」を拘束しました。ILOは2018年7月17日のプレスリリースで、これがILO漁業労働条約（C188）の規定に基づく初めての漁船の拘束であると発表しました¹⁰³。

この漁船は当初、不堪航の疑いで検査を受けていましたが、その中で南アフリカ当局により、船内の労働条件に関する重要な問題が見つかりました。乗組員からの報告により、過酷な労働条件や、船内の危険な生活環境、および乗組員のほとんどが労働契約を結んでいない実態が明らかになりました。また、その後EJFが行ったインタビューでは、乗組員が身体的虐待を受けていたことや、台湾の法律で違法とされているシャークフィニングを行っていたことも報告されています。

Fuh Sheng 11号の拘束は、漁船の安全性と労働問題および違法漁業の関連性を実証するものであり、国連の下で寄港国による管理を強化し、検査基準を調和・統一させることが、IUUやその他の関連犯罪の取り締まりに役立つことを示しています。



ケープタウンで修理中のFuh Sheng 11号。© EJF

結論

私たちの海は脅威にさらされています。乱獲により多くの魚類資源が危機に瀕しており、中には完全に崩壊してしまった魚種もあります。IUU漁業はその主な原因となっており、世界中の人々の食料安全保障と生活を脅かすだけでなく、世界全体で年間235億ドルもの損失をもたらしています。世界はこれまで以上に、持続可能で合法的、かつ倫理的な漁業管理を必要としています。

本報告書が示すように、水産業界には不透明な部分が多く、最悪の場合、秘密のベールに包まれているため、IUU漁業の横行を許す温床となっています。しかし、漁業の実態に光を当てるためには、新しい高度な技術や、現実離れした投資は必要ありません。重要な情報の公開や、全ての政府による明確で実用的な漁業管理規則の施行、およびサプライチェーンの把握、マップ化、情報公開を目的とした既存技術の活用などを組み合わせた相乗効果で達成できるものです。

IUU漁業を撲滅するためには、世界規模での取り組みが必要であり、EJFは各国に対して、本報告書で詳述されている10項目の費用対効果の高い透明性に関する国際原則を採用するよう呼びかけています。これらを組み合わせることで、漁業の素性或活動、および所有権などが明らかになり、IUU漁業との闘いにおいて大きな違いをもたらします。また本報告書のケーススタディでは、複数の国がこれらの原則を実施し始めた経緯が示されており、他国がどのように追随できるかを学ぶことができます。

透明性に関する国際原則

EJFは各国に対して以下の10項目の原則の実施を求めます。

- 全ての適格な漁船に対して、国際海事機関（IMO）の船舶識別番号の取得を直ちに義務づけ、非適格な漁船には各国固有の船舶識別スキームを適用する。
また、船籍登録簿を保管し、全ての情報を国連食糧農業機関（FAO）の国際イニシアティブであるGlobal Record of Fishing Vessels（漁船グローバルレコード）に提供する（最終的には全長12メートルを超える適格な漁船をすべて含む）。
- 漁船に対して自動船舶識別装置を義務付ける、あるいは未編集の船舶監視システムのデータを、効果的な漁船の追跡が可能な定期的な間隔で公開する。
- 漁船免許や許可証、および船舶登録簿の最新リストを公開する。
- IUU漁業や人身売買、およびその他の関連犯罪で逮捕され、制裁を受けた個人や企業に関する情報を公開する。
- 事前に許可を取得していない場合や、信頼性の高い検証可能な電子監視システムおよび漁業に適したオプザバー制度を導入していない場合は、洋上転載を禁止する。



© EJF

- 漁船の登録や免許、水揚げなどの記録、漁獲海域や漁獲情報、乗組員に関する書類などの重要な情報をデジタルの導線を保護する義務対効果実施するデジタルのツールは、普遍的で相互運用可能なデジタル漁獲証明制度への迅速な移行を支援するように設計されるべきである。
- 漁船に対する便宜置籍船制度を打ち切り、自国の海域で漁業を行う漁船、または自国の市場に漁獲物を持ち込む漁船による便宜置籍船の使用を停止する。
- 全ての公開リストに実質的所有権に関する情報を公開し、企業に対して漁業免許や漁業許可、または旗国登録の申請時に、真の実質的所有者に関する情報を提供するように求める。
- 自国民がどこでIUU漁業に関与（支援または従事）しているか、またはどこでIUU漁業から利益を得ているかを特定し、これらの行為に対する抑止力となる制裁を科すための規定を法律に盛り込む。この取り組みには、自国民が所有する外国籍船の登録が効果的である。
- 国連食糧農業機関（FAO）の違法漁業防止寄港国措置協定（Port State Measure Agreement）や、国際労働機関（ILO）の漁業労働条約（第188号）（Work in Fishing Convention: C188）、およびIMO ケープタウン協定などの、漁船と水産物の取引に関する明確な基準を定めた国際的な方策を採用する。

これらの原則は、主に国が必要に応じて他の利害関係者の支援を得ながら実施するものです。一方で民間企業は、違法で倫理に反する水産物を消費者に供給するリスクを特定し、軽減するために、サプライチェーン全体でデューデリジェンスを強化する必要があります。国によるこれらの国際原則の実施は、かかる民間企業の取り組みを補完するものになります。IUU漁業がはびこる不透明な環境を変えていくことで、私たちは持続可能で合法的、かつ倫理的な漁業を世界的に推進することができます。

参考文献

- 1 British Standard Institute (2017), Code of Practice PAS 1550:2017, Exercising due diligence in establishing the legal origin of seafood products and marine ingredients. Importing and processing, <https://shop.bsigroup.com/ProductDetail?pid=00000000030337167>
- 2 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), One Planet, One Ocean/World Oceans Day 2014, accessed 20.09.2018, <http://www.unesco.org/new/en/unesco/events/prizes-and-celebrations/celebrations/international-days/world-oceans-day-2014/>
- 3 Carbon Brief, 08.02.2017, Scientists solve ocean 'carbon sink' puzzle, accessed 20.09.2018, <https://www.carbonbrief.org/scientists-solve-ocean-carbon-sink-puzzle>
- 4 FAO (2018) The State of World Fisheries and Aquaculture 2018 - Meeting the sustainable development goals, Rome, Italy, <http://www.fao.org/3/i9540en/I9540EN.pdf>
- 5 FAO (2014) The State of World Fisheries and Aquaculture 2014. Rome, Italy <http://www.fao.org/3/a-i3720e.pdf>
- 6 Ibid. p.84
- 7 Agnew DJ, Pearce J, Pramod G, Peatman T, Watson R, Beddington JR, et al. (2009) Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing. *PLoS ONE* 4(2): e4570. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0004570>
- 8 FAO (2016) The State of World Fisheries and Aquaculture 2016, Contributing to food security and nutrition for all. Rome, Italy, <http://www.fao.org/3/a-i5555e.pdf>
- 9 Belhabib, D., Sumaila, U. R., and Pauly, D. (2015). Feeding the poor: contribution of West African fisheries to employment and food security. *Ocean Coast. Manage.* 111, 72–81. doi: 10.1016/j.ocecoaman.2015.04.01010.1016/j.ocecoaman.2015.04.010
- 10 Ibid.
- 11 EJF (2015), Pirates and Slaves: How Overfishing in Thailand fuels Human Trafficking and the Plundering of Our Oceans, https://ejf.org/resources/downloads/EJF_Pirates_and_Slaves_2015_0.pdf
- 12 SDG Indicator 14.6.1 <http://www.fao.org/sustainable-development-goals/indicators/1461/en/>
- 13 Agnew DJ, Pearce J, Pramod G, Peatman T, Watson R, Beddington JR, et al. (2009) Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing. *PLoS ONE* 4(2): e4570. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0004570>
- 14 Transparency International, What is Transparency?, accessed 30.07.2018, <https://www.transparency.org/what-is-corruption#what-is-transparency>
- 15 Agnew DJ, Pearce J, Pramod G, Peatman T, Watson R, Beddington JR, et al. (2009) Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing. *PLoS ONE* 4(2): e4570. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0004570>
- 16 Martini, M. (2013) illegal, unreported and unregulated fishing and corruption, *U4 Anti-Corruption Resource Centre*, Expert answer 392, https://knowledgehub.transparency.org/assets/uploads/helpdesk/392_Illegal_unreported_and_unregulated_fishing_and_corruption.pdf
- 17 Stop Illegal Fishing (2017), Illegal Fishing? Evidence and Analysis. Gaborone, Botswana, <https://stopillegalfishing.com/wp-content/uploads/2017/03/Illegal-Fishing-Evidence-and-Analysis-WEB.pdf>
- 18 The Pew Charitable Trusts (2017), the IMO Number explained, <http://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/fact-sheets/2017/05/the-imo-number-explained>
- 19 Ministry of Foreign Affairs of the Kingdom of Thailand, 15.02.2018, Thailand prosecuted 7 stateless fishing vessels, accessed 21.09.2018, <http://www.mfa.go.th/main/en/news/3/6886/86734-Thailand-prosecuted-7-Stateless-Fishing-Vessels.html>
- 20 Based on EJF (2017) interviews with Indonesian trafficked workers.
- 21 These requirements were introduced via an amendment to Implementing Regulation (EU) No. 404/2011 of the EU Control Regulation (EC) No. 1224/20094
- 22 EJF, Oceana, The Pew Charitable Trusts, WWF (2017), The need for mandatory IMO number for vessels catching seafood for the European market, <http://www.iuuwatch.eu/wp-content/uploads/2017/05/IMO-Numbers-FINAL-1-High-Singles.pdf>
- 23 Trygg Mat Tracking, IHS Maritime & Trade (2017), The IMO number for fishing vessels, Application guidelines for companies and flag states, https://docs.wixstatic.com/ugd/1ae030_edfaff232fa0465faadecd5b58d79b91.pdf
- 24 FAO, Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport vessels and supply vessels/background/history, accessed on 30.07.2018, <http://www.fao.org/global-record/background/history/en/>
- 25 FAO, Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport vessels and supply vessels, 11.07.2018, The Global Record seen as part of the solution to bridge information gap around transshipment and IUU fishing, accessed 30.07.2018, <http://www.fao.org/global-record/news-events/detail/en/c/1144937/>
- 26 FAO (2018) The State of World Fisheries and Aquaculture 2018 - Meeting the sustainable development goals, Rome, Italy, <http://www.fao.org/3/i9540en/I9540EN.pdf>
- 27 FAO, Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport vessels and supply vessels/background/Unique Vessel identifier, accessed on 30.07.2018 <http://www.fao.org/global-record/background/unique-vessel-identifier/en/>
- 28 FAO (2016), The Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport vessels and supply vessels, Rome, Italy, <http://www.fao.org/3/i5446e/I5446E.pdf>
- 29 FAO, Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport vessels and supply vessels, 10.07.2018, A third of the global eligible fleet enlisted in the Global Record, accessed 30.07.2018, <http://www.fao.org/global-record/news-events/detail/en/c/1144665/>
- 30 Global Fishing Watch, 05.10.2017, A Victory for Transparency in Peru, accessed 21.10.2018, <http://globalfishingwatch.org/vms-transparency/a-victory-for-transparency-in-peru/>
- 31 Regulation 19 of United Nations (1974) International Convention for the Safety of Life at Sea (SOLAS), [http://www.mar.ist.utl.pt/mventura/Projecto-Navios-I/IMO-Conventions%20\(copies\)/SOLAS.pdf](http://www.mar.ist.utl.pt/mventura/Projecto-Navios-I/IMO-Conventions%20(copies)/SOLAS.pdf)
- 32 Stop Illegal Fishing (2018), The potential use of 'automatic identification systems - AIS' as a fisheries monitoring tool (EN), Gaborone, Botswana, <https://fish-i-africa.org/wp-content/uploads/2018/01/Potential-Use-of-AIS-as-a-Fisheries-Monitoring-Tool-WEB.pdf>
- 33 European Commission, Fisheries, The EU's Fisheries Control System, accessed 30.07.2018, https://ec.europa.eu/fisheries/cfp/control/technologies_en
- 34 Stop Illegal Fishing (2017), Illegal Fishing? Evidence and Analysis. Gaborone, Botswana, <https://stopillegalfishing.com/wp-content/uploads/2017/03/Illegal-Fishing-Evidence-and-Analysis-WEB.pdf>
- 35 Ibid. p. 36
- 36 Article 7.3.4 of FAO Code of Conduct for Responsible Fisheries, <http://www.fao.org/3/a-v9878e.pdf>
- 37 Beo Da Costa, A., 09.04.2018, The one that got away with it: Indonesia seizes illegal fishing boat with 30 km nets, Reuters, accessed 25.09.2018, <https://www.reuters.com/article/us-oceans-fishing-indonesia/theone-that-got-away-indonesia-seizes-illegal-fishing-boat-with-30-km-nets-idUSKBN1HGOSB>
- 38 EJF, Oceana, The Pew Charitable Trusts, WWF (2016), Ensuring better control of the EU's external fishing fleet, http://www.whofishesfar.org/files/Transparency_IUU_-_4OCT.pdf
- 39 Marine Department of Thailand, Published whitelist of fishing vessels permitted to fish in Thai waters, accessed 25.09.2018, https://analytics.md.go.th/fisheries_whitelist
- 40 Ministry of Fisheries and Aquaculture Development of Ghana, Vessel Registry, accessed on 30 May 2019, <https://www.mofad.gov.gh/publications/statistics-and-reports/vessel-registry/>
- 41 Article 39 of Council Regulation (EC) No. 2017/2403 on the sustainable management of external fishing fleets, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32017R2403&from=EN>
- 42 European Parliament, New four-year EU-Mauritania fisheries deal/press room, accessed on 30 July 2018, <http://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20160504IPR25766/new-four-year-eu-mauritania-fisheries-deal>
- 43 Article 217 of United Nations (1982), UN Convention on the Law of the Sea, http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf
- 44 Article 19 of UN (1995) Fish Stocks Agreement, http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/texts/fish_stocks_agreement/CONF164_37.htm
- 45 Article III of FAO (1993) Compliance Agreement, <http://www.fao.org/documents/card/en/c/8cb30770-3145-55ed-a0db-315cbbb722a6>
- 46 Article 36 of FAO (2001), International Plan of Action to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, Rome, Italy, <http://www.fao.org/3/a-y1224e.pdf>
- 47 Article 9 of FAO (2009), Agreement on Port State Measures to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, Rome, Italy, http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/legal/docs/037t-e.pdf
- 48 Marine Stewardship Council's Program Improvements, Labour requirements for fisheries and supply chains - FAQs, accessed 05.10.2018, <https://improvements.msc.org/database/labour-requirements/frequently-asked-questions#Q11>
- 49 British Standard Institute (2017), Code of Practice PAS 1550:2017, Exercising due diligence in establishing the legal origin of seafood products and marine ingredients. Importing and processing, <https://shop.bsigroup.com/ProductDetail?pid=00000000030337167>
- 50 Open Society Foundation Transparency Initiative (2011), Fisheries: A guide to best practice in transparency, accountability and civic engagement across the public sector, <http://www.transparency-initiative.org/archive/wp-content/uploads/2011/09/10-Fisheries1.pdf>
- 51 International Transport Workers Federation, Flag of Convenience, accessed on 30 July 2018, <http://www.itfseafarers.org/foc-registries.cfm>
- 52 The Rochdale criteria were developed by the British Committee of inquiry in 1970 on determining FoCs and are still being used by the ITF Fair Practices Committee to identify FoC States
- 53 Article 94 of United Nations (1982) Convention on the Law of the Sea (UNCLOS)
- 54 Swan, J. FAO Fisheries Circular No. 980 FIPP/C980 (2002), Fishing vessels operating under open registers and the exercise of flag state responsibility, Rome, Italy, <http://www.fao.org/3/a-y3824e.pdf>
- 55 Haenlein, C. (2017), Below the surface: How illegal, unreported and unregulated fishing threatens our security, *RUSI Occasional Paper*, https://rusi.org/sites/default/files/201707_rusi_below_the_surface_haenlein.pdf
- 56 North Atlantic Fisheries Intelligence Group and INTERPOL (2017), Chasing Red Herring: Flaws of Convenience and the Impact on Fisheries Crime Law Enforcement. (NA-FIG: Oslo), <http://fishcrime.com/wp-content/uploads/2017/09/Chasing-Red-Herrings-Report-Email.pdf>
- 30 Out of the shadows. Improving transparency in global fisheries to stop illegal, unreported and unregulated fishing.

- 57 List of existing procedures with third countries available on the European Commission (EC) website at: https://ec.europa.eu/fisheries/sites/fisheries/files/illegal-fishing-overview-of-existing-procedures-third-countries_en.pdf
- 58 Haenlein, C. (2017), Below the surface: How illegal, unreported and unregulated fishing threatens our security, *RUSI Occasional Paper*, https://rusi.org/sites/default/files/201707_rusi_below_the_surface_haenlein.pdf
- 59 Gianni, M. and Simpson, W. (2005), The Changing Nature of High Seas Fishing: how flags of convenience provide cover for illegal, unreported and unregulated fishing, Australian Department of Agriculture, Fisheries and Forestry, International Transport Workers' Federation, and WWF International, http://www.agriculture.gov.au/SiteCollectionDocuments/fisheries/iuu/iuu_flags_of_convenience.pdf
- 60 Oceana (2004), Rigg, K., Parmentier, R., Currie, D., Halting IUU Fishing: Enforcing International Fisheries Agreements, <https://eu.oceana.org/sites/default/files/reports/HaltingIUUFishingEnforcingInternationalFisheriesAgreements.pdf>
- 61 North Atlantic Fisheries Intelligence Group and INTERPOL (2017), Chasing Red Herrings: Flags of Convenience and the Impact on Fisheries Crime Law Enforcement. (NA-FIG: Oslo), <http://fishcrime.com/wp-content/uploads/2017/09/Chasing-Red-Herrings-Report-Email.pdf>
- 62 Article 91(1) of the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS).
- 63 Galez et al. (2018), Tax havens and global environmental degradation, *Nature Ecology & Evolution*, <https://doi.org/10.1038/s41559-018-0497-3>
- 64 Akam, S., 29.10.2010, Sierra Leone ends flag of convenience for fishing vessels, accessed 25.09.2018, Reuters, <https://www.reuters.com/article/us-sierraleone-fishing/sierra-ends-flag-of-convenience-for-fishing-vessels-idUSTR69R4MW20101028>
- 65 Kotoski, K., 01.09.2016, Flag of convenience scheme retires, Phnom Penh Post, accessed 25.09.2018, <https://www.phnompenhpost.com/business/flag-convenience-scheme-retired>
- 66 Taiwanese Government (2016), Act to Govern Investment in the Operation of Foreign Flag Fishing Vessels, available from <https://law.moj.gov.tw/Eng/LawClass/LawContent.aspx?PCODE=M0050037>
- 67 EJF has submitted the list to the Fisheries Agency for further investigation and is awaiting for the Fisheries Agency to respond.
- 68 Haenlein, C. (2017), Below the surface: How illegal, unreported and unregulated fishing threatens our security, *RUSI Occasional Paper*, https://rusi.org/sites/default/files/201707_rusi_below_the_surface_haenlein.pdf
- 69 Stop Illegal Fishing (2017), *Illegal Fishing? Evidence and Analysis*. Gaborone, Botswana, <https://stopillegalfishing.com/wp-content/uploads/2017/03/Illegal-Fishing-Evidence-and-Analysis-WEB.pdf>
- 70 Agnew DJ, Pearce J, Pramod J, Peatman T, Watson R, Beddington JR, et al. (2009) Estimating the Worldwide Extent of Illegal Fishing. *PLoS ONE* 4(2): e4570. <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0004570>
- 71 Article 217, 1982 UN Convention on the Law of the Sea; Article 19, 1995 UN Fish Stocks Agreement; Article 21, 2001 International Plan of Action to Prevent, Deter and Eliminate IUU Fishing; Article III 1993 FAO Compliance Agreement.
- 72 A beneficial owner may be defined as “the natural person(s) who directly or indirectly ultimately owns or controls a corporate entity”.
- 73 Extractive Industry Transparency Initiative (EITI), Beneficial Ownership – Revealing who stands behind the companies, accessed on 30 July 2018, <https://eiti.org/beneficial-ownership>
- 74 Republic of Ghana (2002), Ghana's Fisheries Act 625, available from: http://mofa.gov.gh/site/wp-content/uploads/2011/04/mofa_fisheries_act_ghana.pdf
- 75 EJF (2018), China's hidden fleet in West Africa, <https://ejf.org/resources/downloads/China-hidden-fleet-West-Africa-final.pdf>
- 76 List of China establishments authorised to export to the European Union: https://webgate.ec.europa.eu/sanco/traces/output/CN/FFP_CN_en.pdf
- 77 Further information available on Rong Cheng Marine Fishery Co's website: http://en.rcguangrun.com/columns_detail/columnsId=42&FrontColumns_navigation01-1425623231733FirstColumnId=42.html
- 78 Rongcheng Marine Fishery Co., Ltd., 'Company Profile', accessed 9.8.18. http://www.rchayang.com/columns_detail/columnsId=59&FrontColumns_navigation01-1385532162422FirstColumnId=59.html
- 79 Article 39(2) of Council Regulation (EC) No. 1005/2008. Establishing a community system to prevent, deter and eliminate IUU fishing, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32008R1005&from=EN>
- 80 Article 40(4) of Council Regulation (EC) No. 1005/2008.
- 81 Article 40(1) of Council Regulation (EC) No. 1005/2008.
- 82 Extract from EJF blog originally featured on IUUWatch, 27.04.2017, Learning lessons from Spain's experience of prosecuting nationals for involvement in illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing, accessed 25.09.2018, <http://www.iuuwatch.eu/2017/04/learning-lessons-spains-experience-prosecuting-nationals-involvement-illegal-unreported-unregulated-iuu-fishing/>
- 83 EJF (2013), Transshipment at Sea: the need for a ban in West Africa, https://ejf.org/resources/downloads/ejf_transshipments_at_sea_web_o.pdf
- 84 Mason, M., Mendoza, M., 30.07.2015, AP investigation prompts new round of slave rescues, Associated Press, <https://www.ap.org/explore/seafood-from-slaves/ap-investigation-prompts-new-round-of-slave-rescues.html>
- 85 EJF (2014) Slavery at Sea: The Continued Plight of Trafficked Migrants in Thailand's Fishing Industry, https://ejf.org/resources/downloads/EJF_Slavery-at-Sea_report_2014_web-ok.pdf
- 86 ITF Press Release, 04.05.2017, ITF Calls for tuna trans-shipment moratorium, accessed 25.09.2018, <http://www.itfglobal.org/en/news-events/press-releases/2017/may/itf-calls-for-tuna-transshipment-moratorium/>
- 87 EJF and Hen Mpoano (2018), The problem with Saiko: an ecological and human catastrophe, Far Dwuma Nkodo Issue brief, <https://ejf.org/resources/downloads/Saiko-briefing-Ghana-EJF-HM-final.pdf>
- 88 Today Online, 27.08.2015, Indonesia's tough stance on illegal fishing 'necessary', accessed 25.09.2018, <https://www.todayonline.com/world/asia/indonesias-tough-stance-illegal-fishing-necessary>
- 89 Ewell, C., Cullis-Suzuki, S., Ediger, M., Miller, D., Jacquet, J., (2017) Potential ecological and social benefits of a moratorium on transshipment on the high seas, *Marine Policy*, Volume 81, 293-300, <https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0308597X17300623>
- 90 The Pew Charitable Trusts (2017), Best practices for Transshipment, Factsheet, <http://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/factsheets/2017/11/best-practices-for-transshipment>
- 91 Ibid.
- 92 Paragraph (11) of Council Regulation (EC) No. 1005/2008. Establishing a community system to prevent, deter and eliminate IUU fishing
- 93 A Presidential decree D/2013/128/PRG/SGG banned trans-shipment at sea when this trans-shipment activity took place
- 94 Information from pers. communication with Korean authorities
- 95 Borit, M., Olsen, P., (2012), Evaluation framework for regulatory requirements related to data recording and traceability designed to prevent illegal, unreported and unregulated fishing, *Marine Policy, Elsevier*, vol. 36(1), pages 96-102, January, <https://ideas.repec.org/a/eee/marpol/v36y2012i1p96-102.html>
- 96 Blaha, F., 15.09.2017, The traceability Interoperability Initiative, Blog, accessed 25.09.2018, <http://www.franciscoblaha.info/blog/2016/9/15/the-traceability-interoperability-initiative?rq=electronic>
- 97 Northwest Atlantic Fisheries Organization, Thompson, A.B., Requirements to estimate fishing effort from VMS transmissions, NAFO SCR Doc. 08/30, Seria No. N5530, <http://citeseerx.ist.psu.edu/viewdoc/download?doi=10.1.1.497.2415&rep=rep1&type=pdf>
- 98 Hosch, G., Blaha, F. (2017), Seafood traceability for fisheries compliance – Country level support for catch documentation schemes. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper No. 619. Rome, Italy, <http://www.fao.org/3/a-i8183e.pdf>
- 99 Romée Van der Marel, E., (2017), An Opaque blacklist: The lack of transparency in indentifying non-cooperating countries under the EU IUU Regulation, Natural resources and the law of the sea, *International law institute series on international law, Arbitration and Practice*, vol. 2 (Chapter 10), <https://arbitrationlaw.com/library/opaque-blacklist-lack-transparency-identifying-non-cooperating-countries-under-eu-iuu>
- 100 The Pew Charitable Trusts (2018), The Port State Measures Agreement: From intention to implementation, Factsheet, http://www.pewtrusts.org/-/media/assets/2018/04/psma_from-intention-to-implementation.pdf
- 101 FAO, Links between IUU Fishing and other crimes, accessed on 30 July 2018, <http://www.fao.org/iuu-fishing/background/links-between-iuu-fishing-and-other-crimes/en/>
- 102 FAO COFI 31st session (2014), Report, <http://www.fao.org/3/a-i4634e.pdf>
- 103 International Labour Organization Press release, 17.07.2018, First fishing vessel detained under ILO fishing convention, https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_634680/lang--en/index.htm



© EJF



EJF, 1 Amwell Street, London, EC1R 1UL, United Kingdom
Tel: +44 (0) 207 239 3310 | Email: info@ejfoundation.org
www.ejfoundation.org | Registered charity, No. 1088128